昭和五十三年三月招集

第一回館山市議会定例会会議録第四号

館山市議会

目次

日時、場所、出席議員、欠席議員……一
出席説明員、出席事務局職員、議事日程……一
開議……二
議案第三号～議案第九号……二
渡辺軍治郎君の質疑、当局の応答……二
辻田　実君の質疑、当局の応答……一八
和田一郎君の質疑、当局の応答……二七
五十嵐　昇君の質疑、当局の応答……三〇
林　豊君の質疑、当局の応答……三六
鈴木　稔君の質疑、当局の応答……四〇
安西益男君の質疑、当局の応答……四三
会議時間の延長……四八
松下正己君の質疑、当局の応答……四九
石井武敏君の質疑、当局の応答……五一
栗原一雄君の質疑、当局の応答……五五
石井輝久君の質疑、当局の応答……五九
予算審査特別委員会の設置・付託・委員の選任……六九
請願第一号……六九
趣旨説明……六九
委員会付託……七〇
延会……七〇
本日の会議に付した事件……七〇

一、昭和五十三年三月十四日（火曜日）午前十時

一、館山市役所議場

一、出席議員　二十八名

一番　吉田勇治郎	二番　伊藤幸太郎
三番　宍戸寿夫	四番　押元　稔
五番　黒川平治	六番　鈴木正義
七番　本間昭二	八番　松下正己
九番　鈴木　稔	一〇番　流山源次郎
一一番　近藤好雄	一二番　栗原一雄
一三番　林　豊	一四番　石井輝久
一五番　辻田　実	一六番　安西益男
一七番　石井武敏	一八番　渡辺軍治郎
一九番　渡辺昭夫	二〇番　和田一郎
二二番　五十嵐　昇	二三番　菊井敏博
二四番　西村真次	二五番　伊賀多朗
二六番　藤田益治	二八番　石井　正
二九番　望月照正	三〇番　山口　康

一、欠席議員　二名

二一番　田中禄郎	二七番　遠山ヨネ子

一、出席説明員

第一号に同じ

一、出席事務局職員

第一号に同じ

一、議事日程（第四号）

昭和五十三年三月十四日午前十時開議

日程第一
議案第三号　昭和五十三年度館山市一般会計予算
議案第四号　昭和五十三年度館山市国民健康保険特別会計予算
議案第五号　昭和五十三年度館山市と畜場特別会計予算
議案第六号　昭和五十三年度館山市国民宿舎特別会計予算
議案第七号　昭和五十三年度館山市ユースホステル特別会計予算
議案第八号　昭和五十三年度館山市学童災害共済事業特別会計予算
議案第九号　昭和五十三年度館山市水道事業特別会計予算

日程第二　請願第一号　日中平和友好条約締結促進に関する請願書

開　議

午前十時三分開議

○議長（吉田勇治郎君）　本日の出席議員数二十三名、これより第一回市議会定例会第四日の会議を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事はお手元に配付の日程表により行います。

議案の上程

○議長（吉田勇治郎君）　日程第一、議案第三号ないし議案第九号昭和五十三年度館山市一般会計及び特別会計予算を一括して議題といたします。

議案第三号　昭和五十三年度館山市一般会計予算
議案第四号　昭和五十三年度館山市国民健康保険特別会計予算
議案第五号　昭和五十三年度館山市と畜場特別会計予算
議案第六号　昭和五十三年度館山市国民宿舎特別会計予算
議案第七号　昭和五十三年度館山市ユースホステル特別会計予算
議案第八号　昭和五十三年度館山市学童災害共済事業特別会計予算
議案第九号　昭和五十三年度館山市水道事業特別会計予算

質疑応答

○議長（吉田勇治郎君）　これより質疑に入ります。

通告がありますので、暫時発言を許します。

一八番議員渡辺軍治郎君。

（一八番議員渡辺軍治郎君登壇）

○一八番（渡辺軍治郎君）　私は、五十三年度館山市歳入歳出予算並びに国保会計について質問したいと思います。

五二ページ、五五ページに議長交際費、市長交際費が、議長の場合は九十万から百二十万、市長の場合は三百万から三百五十万交際費の増加が出ておりますが、市長はいままで消費的経費の節減ということで市政を運営してきました。情勢を見ても非常に厳しいと、財政危機の状態がますます深刻化す中で、こういう交際費というような経費を増大させたという点の根拠、理由についてお伺いしたいと思います。

なお、この交際費をふやすについては、五十二年度の実績そういうようなものについて示していただきたいと思います。

次は、五八ページの行政委託料の問題ですが、二千円から四千円に、さらに二百八十円から三百四十円と、これも増大しております。

この委託料の問題については、本会議で黒川議員から区長や町内会長の委託料をもっと増加さすべきだというような、そういう意見も出ております。しかし、現在の行政委託料の規約その内容から見ますと、民主的組織である町内会や区を行政の足に使って市政を運用するということは、これは自治組織である町内会や区を、その発展を妨げるということで従来から問題にしてきたわけであります。

町内会長の報酬といいますか、そういうものは行政委託料でやるのではなくて、町内会とかそういう民主的組織の中で、町内会長に対する報酬とかそういうものをきめていくのが、これが民主的な組織であります。行政委託料をいままでのような内容をもって増額するということでは、その矛盾をますます拡大こそすれ、決して町内会やそういう区を援助する形にはならないと思います。

こういう点については毎度問題にしておりますが、まだ解決されておりませんので、重ねて御質問します。

それから、納税組合に対する奨励金の問題ですが、これもいままで問題にしてきておりますが、一向解決されておりません。

納税貯蓄組合は、当然一度に税金を納めることができないから毎月預金をすることによって、税金を納めやすい状況をつくるということで、当然そういう面では援助する必要があると思いますが、規定の内容を見ますと、これは公金取り扱いの制限そういうものに触れるわけであります。そういう点で、この問題をどういうふうに理解したらいいのか。その点をお伺いしたいと思います。

次に、一〇九ページ十八節の備品購入費、自動車購入費として千五百九十万円が計上されておりますが、これはじんかい処理費の中に組まれております。し尿関係ではし尿汲み取りの自動車を購入する考えはないのかどうか。

この問題については、いまあるバキュームカーのホースが実際は五十メートルでありますが、四十メートルぐらいしか使えないということで、農家の方々も自家処理していたものが汲み取りをしてもらいたいという、そういう要求が出ております。自動車購入をする場合に、ホースの延長するということは新しい車を入れないとできないということのように聞いておりますが、この自動車購入について、ホースを延長した車を購入する考えがあるのかどうか、お伺いしたいと思います。

関連して、水洗便所の問題について町内会長が許可するといいますか、認めないと、判を押さないと水洗便所を取りつけることができないということで、市民の中から苦情が出ていることは先般申し上げたとおりでありますが、この点について町内会長の印を押さないで浄化槽の取りつけができるようにする考えがあるのかどうか、検討するということでありますが、町内会長の印を押さなくても水洗便所の取りつけができるという方向で検討されたのかどうか。その点も合わせてお聞きしたいと思います。

一二一ページの農道舗装の問題ですが、十三節委託料として三百九十万円が計上されております。農道舗装の問題はかなり多く

のところで問題が出ていると聞いております。特に私がここで申し上げたいのは、先般広瀬地区を視察したときに、基盤整備後の農道が非常に傷んでいると、雨が降るともうそれこそぬかるみになってどうにもならぬというような農道の舗装を、農道の補修をぜひやってもらいたいというような、そういう要求がありました。当然基盤整備やったあとの補修ですから、土地改良区そういうようなところで、この基盤整備後の農道の補修ができないのかどうか。そういう点についてお伺いしたいと思います。

一二七ページの負担金の問題です。船形、富崎漁港に二千百五十万円、一三八ページの館山港の修築に一千万円こういう負担金が計上されておりますが、きのうも県道の改良舗装の負担金が計上されておりました補正予算の中でも述べたわけですが、かなり負担金が市の財政にとって大きな負担になってるわけです。この点では、負担金を軽減するという立場から、県に対して当然市は要求すべきだと思いますが、その点についてお伺いしたいと思います。

次は、一四一ページ十七節、十九節中央公園の土地購入費三千四百九十五万円、館山運動公園整備事業負担金として二千五百万円、この負担金につきましては、都市公園費の中にこの負担金の問題が出ているわけですが、せんだっても質問したわけですが、五十一年度の都市計画事業として、この運動公園の費用が三億三百万円余計上されておりましたし、またこれはあとで問題にしますが、さらに運動公園の開発事業として県のやる仕事に対して八億の負担金が見込まれているわけです。

都市計画事業としてやる場合に、中央公園の用地購入費をここに入れるということは問題ではないか。これはもともと中央公園は市有地であったものを公社に売却したということで、その金を一般会計で使っているわけです。

また、運動公園の二千五百万円は、これは八億円の負担金の一部ですが、五十一年度に三億三百万円という土地購入費を公園費の中に含ませております。この問題は都市計画税の問題とも関連しますので、当然こういう運動公園の土地購入費は財産処理として財産購入費として計上するのが当然であって、さらにそれを公園費の中に含めて経費を増大させているという点では問題があるのではないか、その点について、ここではお伺いしておきます。

一五〇ページ学校給食費の問題ですが、これは学校給食組合への負担金が一億一千四百八十七万七千円出ております。学校給食を充実させるということは重要な問題であろうと思いますが、最近の減反問題、食糧調整という、米の生産調整というそういう観点から見て、現在一週間に二回の米飯給食をしているようですけれども、この米飯給食を減反問題の解決の一つとして、いわゆる米飯給食をふやす必要があるのではないか、そういう点についてお伺いしたいと思います。

次に、歳入の面ですが、二五ページの市税についてですが、前年対比で三億一千百三十四万五千円の増を見込んでおります。これは前年対比で一五・五％ですが、市民税のうちの個人の場合、一億七千二十五万六千円の増をみておりますが、率で申しますと二五％の伸びをみております。法人の場合は七％の伸びですが、個人で二五％の伸びを見込むということは、現在の経済情勢からいって相当無理があるのではないか。

自治省も地方税の増収を一〇・四％しか見込んでおりません。一月末の収入未済額の状態をみても三億二千六百八十三万、固定資産税では一億八千七百九十五万七千円の一月末の未収額が計上されているように、かなり税金の面では厳しい状態が続いていると思うんですが、二五％の伸びを見込んだ根拠についてお伺いしたいと思います。

二六ページ六項一目のガス税の問題ですが、年々ガス税が減ってきておるわけですが、本年度の計上は九十六万三千円で、前年度からみると十四万二千円減っておるわけです。この点についてなぜガス税が、かなり都市ガスとか、プロパンガスとか出ていると思うんですが、ガス税が年々減っているという根拠はどういうところにあるのか、お聞きしたいと思います。

次に、二七ページの都市計画税の問題でありますが、この問題も議会で問題にしたわけですが、都市計画税の根拠の中で、これは固定資産税との関連で都市計画税がかけられているわけですが固定資産税の評価の問題、それから課税基準の問題、この点で評価と課税基準との関係はどうなっているのか、その点をお聞きしたいと思います。

二九ページ八款一項一民生費負担金の問題ですが、児童福祉法による児童福祉施設の負担金が前年度に比べて一千七百四十二万五千円の増になっております。公立の場合、前年度と比べますと三二％、私立の場合三〇％の伸びになっております。保育料の問題は保護者にとって大きな問題になっております。年々保育料が増大するというようなことについて、かなり生活の負担になってると思うんですが、この保育料の増大に対して市からは若干の補助も出ているようですが、保育料軽減のために市長はもっと補助すべきではないかと思いますが、その点どうお考えになっているのか、お聞きしたいと思います。

次は、三一ページ使用料、手数料の問題ですが、幼稚園の使用料が三千九百七十八万円、前年度が二千八百四十八万八千円ですから、一千百二十九万二千円の増になっております。幼稚園使用料はこの前二千五百円ぎりぎりに上ってるわけですが、なぜ幼稚園使用料が増額されているのか、その点についてお伺いしたいと思います。

さらに、二項の手数料の一節総務手数料の中に証明手数料九十九万円が見込まれております。この前私が問題にした証明手数料の問題で、国民年金の証明手数料について、これは国民年金を受けているものが必要とするものではなくて、国民年金を徴収するそういう立場の必要性から証明をさせているわけで、当然これは国の事業としての固有の事務だと思うんです。委任事務といいますか、そういう政府の必要から証明をとっているわけですから、当然これは無料にすべきだと思いますが、どうお考えになりますか、聞きたいと思います。

それから、三八ページの補助金の農林水産業費の中で、前年対比で三千九百五十五万円の減になっております。館山で一番やっぱり重要な事業としては、基幹産業ともいうべき農林水産業だと思いますが、その予算の内容を見ますと、補助事業が多いわけですが、この前年度対比で減っているのは農業構造改善事業が終りになったということもあると思いますが、そういうことはいいままでの実績から見てわかっているわけです。それにかわるものとし

て、もっと農林水産事業の振興のために予算を組むべきではないか、そういうふうに考えます。

これに関連して、当面米の生産調整の問題が起こって、農家の農業経営にとっては非常に重要な問題になっております。この点について七項目の農民の切実な要求、米の生産調整を解決するためにも非常に重要な問題として取り上げたわけですが、先般の答弁の中ではこの問題に対して明確な答弁がありませんでしたのでどう考えているのか、この点についてお伺いしたいと思います。

四三ページの寄付金の問題ですが、税外負担として寄付金に予算を組むということは前からも問題にしてきたわけですが、この寄付金の内訳についてお伺いしたいと思います。

次は、四六ページ雑入の中で予防接種の実費徴収の問題ですが前年度は三百九十九万五千円に対して、五十三年度は八百十一万三千円とかなり増大しておりますが、予防接種の問題はできるだけ多くの人に予防接種をすることによって医療費の軽減を図る道へも一歩つながると思うんですが、この予防接種に対する徴収を無料にするよう要望しているわけですが、もっと軽減する道はないのかどうか、その点についてお伺いしたいと思います。

次は、国保会計の問題ですが、国保税の問題についてお伺いしますが、国民健康保険税は前年対比で一億七百六十六万二千円増大しております。

資料によりますと、保険給付費の増は二億四千百十八万六千円歳入の面で見ますと国が一億三千七十二万一千円、国保税で一億七百六十六万二千円の増になっております。

資料によりますと、一世帯当たりの平均で六万六千九百六十三円になっております。これは前年度と比較して二一・一%の増大になるわけですが、一人当たりどのぐらいになるか、資料が出ておりませんでしたので、一人当たりの保険税がどのぐらいになるか、示していただきたいと思います。

補正予算で、かなり前年度からの繰越金が七千九百六十一万九千円、五十二年度からの繰越金は見込めるのかどうか、その点についてもお伺いしておきたいと思います。

それから、二〇七ページの管理費の問題ですが、二千六百七十七万六千円の事務費の超過負担があります。さらに二一〇ページの三項、四項、五項にわたって、徴税費九百九十七万六千円、助産費として一千八百二十四万、葬祭費に六百六万、育児手当として百八十二万四千円計上されております。合計すると六千二百八十七万六千円になります。

保健施設費の問題では、保健婦の建設費が本年度は除かれておりますけれども、それに対しても二一・一%という保険税の増大からみると、この医療関係を除いた経費については当然これは社会福祉的な内容を持っておりますので、これはやはり保健婦建設費と同じように他会計に移行するか、あるいは二一・一%の保険税の増大を緩和するために一般会計から当然保険税軽減するための繰り出しをすべきだと考えますが、その考えがあるかどうか、お尋ねいたします。

不十分な点は、再質問で行います。

（市長半沢良一君登壇）

○市長（半沢良一君）　私に対する御質問をお答え申し上げます。

まず第一に、市長交際費の件でございますけれども、市が一つ

の組織体として社会生活を営んでいるわけでございますので、この交際費というのは市にとって必要経費でございます。これを今回五十万ほど予算のアップをお願いいたしましたのは物価上昇によるものでございます。内容につきましては担当課より御説明いたします。

それから、保育料の件でございますが、確かに御趣旨のとおり保育料を安くすることは望ましいことでございまして、市といたしましても、約一〇%程度補助をいたしているわけでございますが、現在の財政状況ではこの程度やむを得ないと考えております。

以上、答弁を終ります。

○議会事務局長補佐（石井敏夫君）　第一款の議会費の交際費の関係につきましてお答え申し上げます。

議長交際費といたしまして、五十三年度三十万円増の百二十万円をお願いしたわけでございます。交際費につきましては、昭和四十三年度から十年間それぞれ九十万といたしまして、据え置きで対処してまいったわけでございますが、物価の高騰、諸行事の増加等によりまして、この程度の増額をお願いしたいということでございます。

五十一年度の実績からみまして、総額は八十四万三千余円でございます。そのうち各種団体の関係する諸行事に対しまして支出されましたものが三一%ほどございます。これらに要します額といたしまして、数年前までは一件二千円から三千円でよかったわけでございますが、今日では倍以上の額を考えませんと実情にそぐわないという状況となっております。これは慶弔費の関係についても同じことが言えます。

議会を代表いたします議長の職務を執行する上で、現在の社会実情に合った交際費の支出ができますよう増額をお願いしたわけでございます。

（「答弁うまいぞ、よくわかる」と呼ぶ者あり）

○市長公室長（小倉澄男君）　続きまして、市長交際費の内訳等についての点でございますが、市長交際費は三百万円で五十万円の増額でございますが、ただいま議会からも御説明もございましたとおり、さらに市長の説明にもありましたように物価の高騰でございます。

内容といたしましては、五十二年度におきまして約四百八十件の交際費の支出があったわけでございますが、そのうち慶弔費五十四件、諸会議出席負担金、各種団体行事等に対するものが百八十五件、この二項目を合わせただけでも二百三十件余になりまして約四八%、交際費の半額を支出しているという状況でございます。それでございますので、その一件当たり先ほど申し上げましたように二千円程度のおつきあいをしておりましたものが、千円上げましても五割のアップというようなことで考えまして、五十万円の増額はお願いしたいということでございます。

○庶務課長（網島憲治君）　行政委託料のことでございますが、これは確か予算、決算を通じまして六回目の答弁になろうかと思いますが、（笑声）そういうことで、私どもの方の解釈は渡辺さんの解釈とは違いまして、決して私どもは町内会長さん、区長さんを行政の足として使っている事実もございませんし、それから今回の増は四十八年以来据え置きでございましたので、約二六%値上げをお願いしたい。こういうものでございます。

○収納課長（高山隆男君）　七一ページの納税組合奨励金に関しまして、納税組合が公金取り扱いをしているのは違法ではないかというご趣旨の御質問でございますが、再々答弁申し上げますが、（笑声）納税組合で取り扱っている段階ではまだ公金ではございません。市の金融機関、収納代理機関、市の収納吏員が徴収したときに公金となりますので、違法性はないということでございます。

○衛生課長（石井　譲君）　一〇九ページの自動車購入費の千五百九十万円でございますが、これはじんかい収集車等年次計画に基づいて購入しているものでございまして、特に五十三年度におきましてはタイヤショベルこれがどうしても一台古くなって買いかえなくちゃいけないというような時期になっております。

その中で、汲み取り車を購入するような考え方はないか、というのは汲み取りのホースが現在最高五十メートルでございます。実際に使った場合には四十メートル程度しか作動できないわけでございますが、おっしゃるように五十メートルで利用できないというような場所は市内でそう数は多くないわけでございます。そういう場合につきましては中継等によっていろいろ考えておる。やっぱり圧の関係があって、そう長くても利用できないというのが現状であるわけでございます。そういうことでいろいろ工夫をいたしまして、そういうような特殊な汲み取りについては検討をいたしたいと思っております。この問題につきましては、あくまでも保全公社がやることでございますので、保全公社とよくまた話し合いをいたしまして、渡辺さんのおっしゃるような方向へ持っていきたいと思います。

その次に、水洗便所の敷設について町内会長の印を、同意をいただくかどうかということについては、先般通告質問の際に市長からお答えしたとおりの内容でございますが、お説のようにいろいろと問題もあるようでございますので、廃止するような方向で検討をいたしたいと思います。

○農水産課長（佐野甲子郎君）　一二一ページの農道整備に関連いたしまして、この整備が土地改良区等でできないかという御質問でございましたが、このことにつきましては土地改良区の方にお願いもしてございますが、なかなかやってもらえませんですが、引き続き要請は続けていきたいと考えております。

次に、一二七ページの漁港建設負担金の減額をしないかという御質問でございますが、この負担率は県で定められておるわけでございますが、やはり機会をみて減らしていただくように要請を続けたいと思っております。

次に、三八ページの歳入の補助金の減額の理由でございますが、やはりおもな理由は農業改善事業の減額がおもな理由でございまして、この事業につきましては国、県のその年度の方針がありまして、そういうものにうまく乗っかれるかどうかによって補助金がつくわけでございますので、努めてそういう機会を得られるように努力をいたしたいと考えております。

それに関連いたしまして、米の生産調整をどう考えるかという御質問でございますが、これはやはり現在の国や県の方針に従いまして、農家の方々の協力を得ながら進めてまいりたい。このように考えております。

次に、四三ページの寄付金の内容のうち、水産関係で四百六万

四千円でございます。

○建設課長（飯田治男君）　一三八ページ十九節の港湾の負担金でございますが、この負担率も一番当初は国が四割、市と県が三割ずつというふうな率でございましたけれども、それもやはり多少負担率も変わりまして、現在では十二分の五を国が持ち、十二分の四が県が持ち、十二分の三を市が持つというふうに負担率も軽減されてきておりますので、今後もできるだけ軽減してもらうように、また要請してまいりたいと思います。

次に、一四一ページの公有財産購入費の件でございますが、中央公園用地購入をやはり行政財産として用地を買収いたしますので、公園費の中の十七節に一応計上したわけでございます。

十九節の負担金につきましても、県の都市計画事業でこの運動公園を実施いたしますので、公園費の中の十九節に負担金として計上したわけでございます。

○教育長（安田豊作君）　一五〇ページの給食組合負担金に関連しまして、学童の給食に米飯をふやすことによって減反問題に影響をすることはできないかという質問でございますが、学校給食というのは児童、生徒の食生活の栄養を改善して健康を増進することが目的でございます。

したがって、いま米飯給食を始めた理由は、第二の目的である学校生活を豊かにし、明かるい社会性を養うということから米飯を導入することによって、食事を多様化するというのが目的でございます。したがって、いまのパンを主体にした給食を全部米飯に切りかえるということは無理だということは言えると思います。

さらに、これは子供のアンケートの結果から見ましても、週二回というのが最高でございまして、週二回が文部省のいまの指導でもありまして、最も適した度数ではないか。仮りに、学童にもう一つの目的に食糧の生産及び分配及び消費について理解を与えるという目的があります。そういう意味から、仮りにもう一回ふやしたとしても、子供の食事が二十一分の一ふえるだけでございまして、とても減反政策に影響を与えるほどの量を消費することは無理だということが言えるのではないかと思います。

○税務課長（斉藤武男君）　二五ページの市民税の関係でございますけれども、個人市民税は前年の所得に対しまして課税されるものでございますけれども、前年の予算対比では一二五・二九％、五十二年度最終見込みに対します割合は一一三・七一％でございます。

まず、均等割でございますが、毎年一万八千五百前後の納税者数があるわけでございますが、本年は税法改正がございませんので、昨年と同様に横ばいの状況でございます。

さらに、個人所得割の関係でございますが、この積算につきましては、いわゆる前年の賃金上昇あるいは景気の動向等を勘案いたしまして、慎重に積算するわけでございますが、対前年比、最終見込み額に対しまして一一四・一％を見込んであるわけでございます。大体自治省の見込みと見合うような額になっておるわけでございます。

次の二六ページのガス税の減少の関係でございますが、昨年七月に税法改正がございまして、免税点の引き上げがあったわけでございます。四千円から四千八百円ということでございます。

それから、さらに税率の改正が毎年行われておるわけでござい

ます。四十八年には六％であったものが毎年一％ずつ下りまして昨年は二％というような税率改正があったわけでございます。
それと、さらに電気製品の使用というようなことで、ガス税が年々減少しておるわけでございます。
なお、プロパンガスにつきましては、ガス税を課税することができないんだというようなガス事業法の三条の規定によりまして行っておるものでございます。
それから、都市計画税の関係でございますけれども、本来固定資産税及び都市計画税につきましては、評価額イコール課税標準ということがたてまえであるわけでございます。それで、この評価ということでございますけれども、固定資産課税台帳に登載された価格あるいは評価額でございます。家屋につきましては評価額イコール課税標準ということになっておるわけでございますけれども、地価の上昇によりまして三十八年以来四十五年、五十一年課税標準に対しまして負担調整というものがされたわけでございますが、都市計画税の課税標準と固定資産税の課税標準の負担調整の率がそれぞれ違ってきていたわけでございます。したがいまして、都市計画税の課税標準と固定資産税の課税標準が現在違っておるということでございますので、よろしくお願いしたいと思います。

○学務体育課長（黒川邦保君）　三一ページにございます一節幼稚園使用料が前年に比べまして増額しております理由でございますが、これは五十二年度におきまして一般的な減免措置のほか、特に五歳児におきまして減免しておりましたけれども、これが五十三年度解除されたためでございます。さらに五十三年度におきましては、幼稚園に就園します園児数の増加が見込まれることなどのためでございます。

○市民課長（吉田清一君）　総務手数料の関係についてお答えをいたします。
渡辺議員さんは、国民年金の手数料は受給者の必要でなく、国の必要に基づいてやるものだから無料にすべきだというお考えのようでございますけれども、国民年金法はあくまでも個人の権利として定めておりますので、そういう関係の権利を行使するには自分たちが請求するとか、あるいは定時の関係届出もする。こういうふうな関係に立つものでございますので、国の義務というようなことは言えないと思います。

○財政課長（山田俊康君）　四三ページの寄付金の内訳ということでございます。奨学資金十五万円、水産関係漁港関係で四百六万四千円、市道関係百万円、青年館百八十万円、消防二百九十九万六千円、以上です。

○保健課長（吉岡政雄君）　四六ページの雑入でございますが、予防接種でございますが、前年度より非常に多いではないか、そういうようなお話から減額する意向はないかということでございますが、五十三年度当初予算におきましては、高校生を予防接種はすべて当初から載せましたので、これが百五十万ばかり増になったものでございます。それと集団検診もやるということで、そういうことも含めまして増になったわけでございます。予防接種法に基づきます予防接種は無料で行わせていただいておりますが、やはり任意のものはいまのところ徴収しておるという現状でございます。

次の国民健康保険会計に移らせていただきます。

二〇一ページでございますが、国民健康保険税のうち、お尋ねの一人当たりはどうかということでございますが、資料がございますが、二五ページの二ここには一世帯当たりしか出ておりませんが、一人当たりといたしましては、五十三年度は二万二千九百三十一円、前年対比二一・七%の上昇率となる予定でございます。

次の、二〇七ページの超過負担のことでございますが、これは毎年お尋ねいただくわけでございますが、資料の中にございます国庫支出金のおもな算出方法、現年度事務費負担金ということが書いてございますが、これによりまして、ここに書いてございますとおり、五十三年度の予算積算に当たりましては、五十一年度の算定省令額というものがきまっております。これで、私どもの市の構成からいきますと、二万五千四百一人から二万五千八百人に該当いたしまして、そういたしますと、五十一年度におきましては二千七十万一千百七十三円というのが厚生省の額でございまして、この上昇率一・〇八七、八・七%でございますが、これを掛けました数字が二千二百五十万二千円という数字になってくるわけでございます。これが一応国、県に対します補助金申請の場合に使わしていただいておる額でございまして、いずれにいたしましても、総予算の構成比が五六%以上を国庫負担等で占めますので、やはり国から示されました運営方法でないと予算協議が通りませんので、このような額になるわけでございます。

それから、二一〇ページの助産費、葬祭、育児でございますが助産費につきましては前年もお答えいたしました。三分の一は国から補助金がまいりますので、これはぜひここに計上させていただきたい。このように考えておるわけでございまして、お尋ねの他会計へ移すとか、社会福祉でやるとかいうような、いまのところ補助がいただけますので、考え方は持っておりません。

〇一八番（渡辺軍治郎君）　交際費の問題についてですが、諸物価の高騰、いままでかなり議会交際費については十年間も改定してないというようなことですが、これは市長交際費が上ると同じように歩調を合わせて上ってるわけです。

現在の厳しい財政事情から見て、いままで消費的な経費をできるだけ押えてきたというような観点から問題にしているわけで、かなり物価が上って、かなり厳しいと思うんですが、しかし、こういうような交際費を増額するということは、きのうの討議の中でも特一等級というような機構改革による人件費の問題、これは部長だけにとどまらないで、下の方から課長の穴埋めをするというようなことで人件費が相当上っていくというような問題も出されておりますし、そういうものと関連して交際費の増大が出てくるということが、一つの何か甘いといいますか、情勢から見たらもっと円高、不況なんか非常に深刻化しているし、もっと深刻な経済危機というものを迎えるような状況にあると思うんですが、そういう中で、こういう消費的な経費をふやすということは問題があるということで質問したわけですが、この問題は私としては受け入れられないわけですが、ぜひこういう問題については慎重な態度をもってやってもらいたいということを添えておきます。

それから、行政委託料の問題ですが、これは行政の足に事実上使ってないといっても、広報をとにかく配らせるというようなことは、当然これは市の事務なんです。広報というのは固有な事務

だし、それに大体私が問題にしているのは、町内会に金を出すことを否定しているんではないんです。もっと出すべきだと思うんです。

しかし、内容として、町内会長に連絡事務というよりも行政事務を扱わせているところに問題があるわけで、その点は目的を見てもわかるように、「市の行政事務を効率的に運用するために必要な事項を定める」というふうになってるわけですから、そういう点では、町内会を行政の足に使う。また第三条の内容としては市の通達事項の周知徹底とか、簡易な調査報告を求めるとか、その他市長が必要と認めたこととというように、はっきり自治会組織を行政の足にしているわけです。

そこで、私は上意下達の方向で強めれば、自治会の発展を阻害するということで問題にしているわけで、これはいくら言っても平行線でいくと思うんですが、いままでと同じだと思うので時間をあまりとる必要はないと思うんですが、そういう点では回答は非常に不十分です。その点を事実上行政の足にしてないということですから、事実をもって答えてもらいたいと思います。

納税組合の奨励金についても毎回やるわけですが、公金でないということを言ってるわけですよ。しかし、地方自治法の第二条の市町村長の担任事務ですよ。担任事務として徴税ということが特別に位置づけられているわけですよ。徴税というのは何かと言えば公金でないと、果してそういうことが言えるかどうか。納付書がいって、そうして預金にしろおろして一括して納めるというのは税金を徴収しているわけですから、それが収納室に納まらない限り公金でないなんていうのは詭弁だと思うんです。はっきり言って市税は公金であることに取るところから間違いはないと思うんです。こういうのも言いわけの規定になってるわけです。だから、私はそういう規定の内容を変える必要があるんじゃないかと思うんですよ。

市税を容易かつ確実に完納することを目的にしているわけですから、組合長は市税等の納付書の送付を受けたときに、枚数等を確認の上、それぞれ納付期限内に取りまとめて、総括書をつけて納めるというふうに徴税の事務を納税組合長にやらしているわけですよ。納税組合本来の目的からすれば、預金をして便宜を図るというのがこれが当然なわけで、そういうことに対する援助とかそういうことならわかりますが、内容規定を見ても明らかに市税を徴収するためにやってるということは、公金を扱う地方自治法や施行令に反するということで問題にしていますので、その規定の内容をやっぱり変える必要があると思うんです。納付書一枚について幾らというふうに奨励金をつけていますが、そうではなしに、直接組合のそういう預金を援助するという形に変えていくのが当然だと思うんですが、そういう点を一つ、この問題は答弁願いたいと思います。

都市計画事業の問題ですが、土地の購入費を都市計画事業の予算の方に組むということ、特に中央公園はもともと市有地なんです。それを便宜的に公社に売ってその金を使っているわけですから、そういう土地購入の問題は公園費の中に含めないで、財産を取得したということで当然これは公園費から除くべき性質のものだ。こういうふうに思うんですが、その点が非常にあいまいだしそれから五十一年度の都市計画事業の中に谷藤原の運動公園これ

が三億三百万円やっぱり土地購入費が入ってるわけです。三億という、そういう膨大な金を都市計画税でまかなうということはなかなかできないわけです。また公園費を非常に増大させると。

公園費の問題では、結局谷藤原の山林の問題は、起債が認められるということで市が買い上げたわけですから、当然市の財産収入そういうところで扱って、都市公園費の中に組むということは問題だと思うんです。ただ、ここで二千五百万の県のやる開発事業に対する負担金八億円の中の一部だと思うんですが、こういう経費については、これは当然公園費の中に含めていいと思うんですが、そうでないで、土地購入費を都市計画費の中に組むと、当然それだけの土地はあっても、そのままなんですよ。

都市公園の開発は三つの事業内容を持ってるわけです。街路事業と都市下水路と公園費と、この三つの中で公園費というのは一定の地域について公園としてこれを整備していくというのが内容だと思うんですが、五十一年度の谷藤原の三億三百九十二万九千円というのは都市計画税の方から見たら、これだけのほかの支出と合わせますと三億六千八百九十四万九千円になるわけですよ。

五十一年度は、これに対して都市計画税の方は一億五百万円しか入ってこないというようなことで、都市計画税ではまかなえない。実際は都市計画税でまかなっていくのが本当だと思うんですが、その反面では、逆に都市計画税が非常に多くなってるという面もあるわけで、そういう点で、都市計画事業と都市計画税との関係がぴったりいってないわけです。だから、都市計画税が事業よりも多かった場合には、一般にほかの費用に流用されるというようなことが目的税としてあっていいのかどうかというような問題ともからんでくるわけです。そういうことで、都市計画費の公園費の中に土地の購入費は財産取得として扱うべきものだと思いますが、その点ではあまりはっきりしませんので、再度お答え願いたいと思います。

学校給食の問題について、これはいまの週二食を一食ふやすのも大変だ。全体から見たら大したあれではない。生産問題解決するのに役立たないというような、そういう方向ですが、結局いまの生産調整を進める上では、米の消費を拡大していくという方向に道を開かないと、ますます日本の食糧問題が困難になるということもありますので、これはそういう観点から引き続いて米食をもっとふやす方向で努力できないのかどうか。

一食は無理だといいますが、いまの国の食糧事情から見て非常に重要な問題だと思いますので、そのへんのことは父兄やなんかのこともいろいろ話し合いとか、そういうようなこともあると思いますが、米食をふやすというような方向で努力してもらいたいということを要望しておきます。

それから、市税の問題では二五%ですか、個人の場合補正後と比べれば一五%ぐらいですが、それにしても法人が七%、個人一五%というのは、いまの経済、不況の状態から見てかなり無理な予算の組み方ではないかというふうに考えるんですが、いままでの実績から見てこれぐらいはというようなことで組んでいると思うんですが、相当かなり私は無理な方向じゃないかというふうに思いますが、その点については一応了解しておきます。

それから、都市計画税の問題で、これは通告質問の中でも問題にし、非常に不十分なところがあるわけですが、評価額と課税標

準との関係で、土地の固定資産税の問題ですが、事実やっているのは土地の評価額ではなしに課税標準に基づいて課税しているわけです。その額が先ほどの御答弁では評価額に対する課税だと、土地の評価額に対するそれがすぐ直結するというふうに聞いているんですが、実際には標価額と課税標準とはだいぶ開きがあるわけです。ですから、そこがわからないわけです。評価額すぐ税率をかけるというんではなしに、実際やってるのは課税標準に税率をかけているわけですよね。そうでしょう。固定資産税は。

そうすると、七百二条ですか、都市計画税の中には、価格についてはということで、はっきり課税標準を価格としているわけです。これははっきりそういうふうに出ているんですが、そこがわからない。

実際やってること、例を挙げれば、評価額が百六十六万一千円なのに、課税標準が三十七万というふうに大体三倍から四倍ぐらい違っているわけです。評価額に対して固定資産税はかけていないんですよ。課税標準というものに税率をかけているわけですよ。土地の固定資産税をこういうふうにやってるわけですから、当然都市計画税は課税標準に対してかかるべきではないか、それが評価額にかかってるというところで問題にしているわけで、そこがはっきりしないと困るわけです。その点、わかるように説明してもらいたい。

これは、資料でもらって、四件固定資産税に対する資料はいただいているんですが、四件どこを見ても課税標準と評価額との関係ではみな同じなわけです。評価額に都市計画税がかかってるわけです。都市計画税は評価額にかかってるわけです。そうでしょう。固定資産税は課税標準にかかっている。ところが、都市計画税の方は評価額にかかってる。この違いをどういうふうに理解したらいいのか、その点をお聞きしているわけです。

それから、保育料の問題ですが、五十二年度は九・八％ですか、三歳未満のDの八と九をとってみても、三歳未満児の場合は大体三万三千円から三万五千円、D九では三万六千円から三万九千円というようにかなり高額になってるわけです。

それで、厚生省の五十二年度の四月の調査によりますと、四十四の町村を調べた中で、国の徴収金額と同額の自治体は五団体しかない。あとの二十四団体は国よりも低いランクできめている。それから所得税が六万から十二万以上になると二〇％から五〇％、都市では七〇％も国よりも安くなっておると、国の基準をかなり多く下回わっているわけです。

神奈川県の例を見ますと、十八市のうち九市が十五万円以上の所得税を納めている人は二万円を越えていない。一万七千、一万九千、たった南足柄で二万七千円でたった一市なんです二万円を超えているのは。全体の経過とすれば、非常に高い保育料に対して、市町村が相当大きな補助をしていることが資料でも明らかなわけです。

それで、五十三年度で保育料の値上げが大体一〇・八％計画されているわけです。こういうものを見ますと、保育料がますます負担が大きくなるということで、この問題について市では一部補助しておりますが、状況から見てもっと大幅な補助ができないのかどうか、その点について重ねてお尋ねしたいと思います。

それから、証明手数料の問題ですが、手数料は限られた特定の

者の利益のために手数料というものは取るように自治法できめられているわけです。実例の中でも手数料を取るのは個人の要求といいますか、たとえば戸籍謄本とか、あるいは抄本とか、印鑑証明とか、そういうのは個人の必要性から当然手数料を取ることはできると思うんですが、実例では国の委任事務、市固有の事務そういうことについて手数料は取れない。こういうふうになってるわけですよ。

答弁では、年金を受ける側の要請とかそういうようなものがあるということも言っていますが、実際は生きているか、死んでるかの確認があの証明で年金を支給する側にとって事務が繁雑になるわけですよ。だから、本人から証明を取った方が事務上都合がいいというような年金を支給する側からのそういう要請に基づいて年金証明を郵便で送られてくるわけです。

ですから、そういう広域的な立場といいますか、かなり広い年金支給者が向こうの都合で証明手数料を払わせるということは矛盾していると思うんです。市の条例の中にも官公庁のやるものについては手数料を取らないということがあるわけですよ。そういう条例から見ても、年金証明の手数料を取るというのはこれはできないと思うんですが、ただいまの答弁では問題だろうと思うんで、その点はどういうふうに考えているのか、お聞きしたいと思います。

（「簡潔に願います」と呼ぶ者あり）

それから、寄付金の内容ですが、消防の寄付金に二百九十九万六千円これを見込んでいるんですが、いつも消防の寄付金というのは部落でどうしても割り当て寄付になるということで反対があるわけですが、消防組織法では、その市の消防に要する経費については市町村長がこれを負担するという、そういう組織法の法律もあるわけです。税外負担としてこれを寄付でまかなうということとは問題だと思うんですが、そういう点についてははっきりした考えがないようなので、その点をお伺いしたいと思います。

その他、水産関係の上からの負担金の要求があるから、それを肩がわりするような形で、水産関係に負担金を寄付という形で押しつけているんじゃないか、そういうふうに考えます。これは市の産業を発展させるという見地からすれば、特別水産関係だからといって、寄付を負担金の肩がわりみたいな形で寄付を求めるのは問題があろう。こういうふうに考えます。

市道の舗装についても、これは当然市が管理していることですから、寄付をもらわないでやるというふうに、予算において組むのは問題があるというふうに考えますので、寄付金の問題については再度、特に消防寄付金の問題については、市長の管理事務になっていますし、経費は市長が負担するということになっていますので、そういう観点からどのように考えるか、お伺いしたいと思います。

○市長（半沢良一君）　保育料については、先ほど御答弁いたしましたように、現在、市の状況から考えて一〇％程度でがまんをしていただきたいと考えております。

それから、寄付金の問題、ことに消防の寄付金の問題でございますが、市は自体で年々計画を立てまして、整備計画をしているわけでございますが、やはり財源に限りがありますので、地元の要望があります場合には御寄付をいただいて、その分だけよけい

な整備を早める。そういう形にしていくわけでございます。決してこれは強制するものではございません。御寄付をいただけなければ、整備を市の計画どおりやる。そのかわり地元の要望には沿えない場合も起こり得る。そういうことでございます。

○庶務課長（網島憲治君）　行政事務委託料についてお答え申し上げます。

市長が、民主的な方法で選ばれた市長が、市民の負託を受けていたしました仕事の内容を、いわゆる広報という手段を通じまして知る権利に対する、報告する義務という関係で広報を出しております。それを最も自分たちの自治的な組織であります町内会、区、こういうものを配ってほしい、配りますという契約で配っていただいております。そして、もう一つには、それに乗り切れなかったものを回覧板で月二回程度こういうものをお願いしているのが実情でございます。

それから、軽微な調査ということは、その事務費を交付するに当たりまして、世帯が何世帯あるか、これを調査していただく。ですから、字句からいきますと、行政事務というふうな名前で呼んでおりますけれども、内容としますとそういうことでございます。

したがいまして、私どもの方では、行政事務の足として使っているというふうな見解は持っておりません。以上です。

○建設課長（飯田治男君）　中央公園の用地の問題につきましては先ほどお答えいたしましたとおりでございます。

藤原の運動公園の用地を公園費でみたということでございますが、これは藤原の運動公園の用地を買収するにつきましては、起債の使用目的が運動公園用地ということで起債の対象になっておりますので、一応公園費で計上したわけでございます。

○税務課長（斉藤武男君）　都市計画税の関係についてお答え申し上げますが、先ほども申し上げましたように、都市計画税の百四十四条の二項でいっています価格といいますのは、固定資産課税台帳に登載された価格なんでございます。いわゆるそれが評価額イコール課税標準ということになるわけでございますけれども、でございますから、家屋関係につきましては評価額イコール課税標準というような形になっておりますけれども、土地の急激な上昇によりまして、いわゆる税負担の急激な負担を避けるために負担調整というものが三十八年以来続けられてきたわけでございます。

そういうようなことで、同じように固定資産税の方の関係の負担調整がされたわけでございますけれども、都市計画税につきましては、大体五十一年度の基準年度におきまして、評価額イコール課税標準というような形になっておるわけでございますけれども、この関係はいわゆる百分の一・四と百分の〇・二の割合だろうと思うわけでございますが、そういうふうなことで御理解をいただきたいと思います。

上昇率の割合がそれぞれその年の年度年度の当初予算の中で、上昇率の割合関係等は御説明申し上げておりますので、具体的な関係につきましては、またのちほど申し上げたいと思います。

○市民課長（吉田清一君）　手数料の関係について申し上げます。

自治法の二百二十七条でございますが、「地方公共団体は、他の法律に定める場合のほか、政令の定めるところにより」云々と

ありまして、特定の者のためにする事務については、手数料を徴収することができる。こういうふうになっておりまして、これはあくまでも特定の者のためにする事務と考えております。

○収納課長（高山隆男君）　納税組合の関係でございますけれども私どもの方は、自治法あるいは施行令に違反してない取り扱いだというふうに考えております。なお、県民税の関係につきましても、私どもの納税組合は奨励金をいただいておるわけでございます。そういうわけで、法律上好ましくないとか、違法だということであれば、訂正するにやぶさかではございませんけれども、いまのところ、合法的なものだと考えております。

○一八番（渡辺軍治郎君）　いまの奨励金の問題ですが、これははっきり言って公金事務の取り扱い制限に触れるということは、公金でないというような詭弁で問題にならないと思うんですよ。

納税組合は貯蓄組合ですから、この問題いくら押し問答してもしようがないんですが、しかし、少なくとも公金の取り扱いに触れるような内容については規定を変える必要があるんじゃないかと思うんです。これは町内会の行政事務委託料にしても、両方同じように法の範囲内でということで規約や規則きめられることになっておるわけですから、そういうものに触れないように規約や規則の内容を変える必要があるんではないか、これでいけばどうしても公金取り扱いの問題ひっかかるわけです。そういう問題はいつもやっていますから、検討してもらいたい。

それから、いまの証明料の問題ですけれども。

○議長（吉田勇治郎君）　申し上げます。スムースにやっていただきたいと思います。なお、意見等は質疑でございます。なるべく少なくしてください。

○一八番（渡辺軍治郎君）　証明の問題は、もう少し法規に基づいて検討してもらいたいということでございます。

それから、寄付金の問題について、市長は市民の要望があるからということで予算に組んでおりますが、消防組織法の法律から見て当然市が負担すべきもので、たとえ要望があるからといって寄付を取らないで要望のあるものに対してはこたえていくというのが当然だと思うんです。そういう点は税外負担が市民生活を圧迫するという点で、この寄付金は問題があろうということでございますので、そのへんは十分検討してもらいたい。これはいままで何回も寄付金の問題出しているわけですから、そういう点をお願いします。

また、次の国保税の問題で、これは水道会計とかそういうところに一般会計から繰り出しているわけです。そういう公共事業については当然繰り出しを認めながら、この国保会計についてかなり福祉と見られるような、そういう施設があるわけです。事務費の超過負担は当然国が負担しなければいけないような、そういう内容のものですから、かなり国民保険税が二一％も上るというようなことでは、市民の被保険者の負担が大変だと思うんです。いままで四万九千円ぐらいの一世帯当たりの保険税が六万六千円、これは一万円以上上るわけですし、一人当たりにしても七、八千円上るわけですから、大変な額になるわけです。

そういう点では、一般会計から繰り入れて軽減する必要があるんじゃないかと思うんですが、この予算の中には組まれてないにしても、状況を見て補正で一般会計からの繰り入れで保険税の軽

減を図るということができないかどうか、お伺いしたいわけです。

〇市長（半沢良一君）　国保会計への一般会計の繰り出しでございますが、私は基本的にいまの国保制度そのものがあまり完全のものでないんで、国保制度そのものを改正する方向に努力すべきだというふうに考えております。現在の状況では国保会計をそのままにしておいて、そういう国保制度をそのままにしておいて、そうして市から、一般会計から繰り出すということは、いまの財政状態では大変無理だと思いますので、考えておりません。

〇議長（吉田勇治郎君）　以上で、一八番議員君の質疑を終ります。

午前の会議はこれにて休憩とし、午後一時会議を開きます。

午前十一時四十五分　休　憩

午後　一時　九分　再　開

〇議長（吉田勇治郎君）　午後の出席議員数二十八名、休憩前に引き続き会議を開きます。

一五番辻田　実君。

（一五番議員辻田　実君登壇）

〇一五番（辻田　実君）　五十三年度予算案の編成に際し、四十五年以来の経過を分析しながら御質問を申し上げたいと思います。

昭和四十五年から四十八年は高度福祉型予算の時代であったろうと思います。老人、幼児を中心に福祉施策の制度が進んだときでございます。

四十九年度は市長の交代期のため、当初予算の運営について一中跡地売却分三億円、館山一中、二中の校舎建築債の一億円の起債、収入の未確保等がおもな要因となって、この年度は約三億円余の赤字を生み出す結果になりましたことは周知のとおりでございます。

このことは、館山市政を財政難に陥れ、福祉の見直し、市民負担の原則を招くことになりました。すなわち手数料、使用料の大幅値上げとなったわけでございます。

本年の施政方針の中で、「五十一年度において赤字を克服し、財政の健全化を基調とした行政運営を図る見通しがついた」と述べられておりますが、この点について、まず御質問をいたしたいと存じます。

五十年から五十二年における三カ年間は市税、地方税、国庫支出金の伸びは、四十五年から四十八年度とほぼ同じ一定の伸びをいたしてまいってきております。しかし、これらの税収に次いで予算の規模の大きい市債の伸びは、四十九年度一億四千六百万、五十年度三億三千万、五十一年度十三億五百万、五十二年度は先般提案されました最終補正額に見られる十一億三千万と飛躍的に伸びておりますることが非常に特徴的でございます。この起債の伸びは財政の潤滑油となって赤字の克服と新規事業の確保がなされております。この結果は、ある程度評価いたしたいと思います。

しかし、現在、累積起債総額は五十一年度末でどのぐらいの額になっておるのか、まず第一点としてお伺いをいたしたいと思います。

第二点は、起債はあくまで借金でございます。金利が安いといっても二十年近くの返済物で元利合計は借入金のほぼ二倍に達するのでございます。学校、プール、体育施設等は長期間に年代で負担することが公平な負担であるということがしばしば言われて

おります。これは商売をして利益を得る商人的な、事業的な発想であろうかと思います。市民の税金を基調とする自治体は、財源の蓄積により計画的に公共施設を建設していくことが、古い時代から健全的な政治財政と言われております。

そこで、市債依存の財政運営の転換を図る時期がそろそろきておるのではないかと思われるのでございますが、この点を市長はいかようにお考えになられておりますするのか、お伺いしたいのでございます。

第三点目は、財政主導型の市政運営は市長の選択の道でございますが、本年度当初予算の地方交付税の伸びが例年に比べて悪いわけでございます。福祉の見直し、料金、使用料の増収、職員の削減による財政需要の減少結果から生まれているものではないかと思われるのでございますが、この点についてはどのようにお考えになられておるのか、お伺いする次第でございます。

次に、歳出の面について御質問いたしたいと思います。

まず、その第一点は八六ページでございます。第三款一項一目十九節の地域ぐるみ福祉推進事業補助金三百七十万円についてお伺いをいたします。一つは、ボランティアの開発の方法と対象についてはどのようになされるのか、お伺いします。

二番目は「各種の自主的な地域ぐるみの福祉活動」と言われますが、各種というものはどのようなものなのか、お伺いいたしたいと思うのでございます。

三番目は、福祉協議会に委託して、この事業を推進するようになっておられるようでございますけれども、こうした事業をどうして福祉協議会に委託をしなければならないのか、この点についてお伺いをしたいわけでございます。

続いて、第二点目は、一二九ページ第七款一項二目十九節の商工会議所建設費補助金一千万円についてお尋ねいたしたいと思います。

先般の通告質問でも討論いたしましたけれども、駅前並びに商店街の再開発を初め近代化が迫られている中で、商工会議所がその内容と活動が盛んになり、市民の利益に寄与することを願ってやみません。商工会議所の建設はこうした期待にこたえるために計画されたものと存じます。

そこで、地方財政法第三条によりますると、予算の編成は合理的な基準によりその経費を算定し、計上しなければならないと明記されております。

そこで、次の点についてお伺いをいたします。一つ、建設地の場所と面積と、取得または借り受けの状況について、予算を含めて教えていただきたいと思います。

二番目に、鉄筋コンクリート三階建て延べ二千八百五十平米の予算額について、どのぐらいが予定されておるのか、お伺いいたします。

三番目に、これらの総予算の補助金、自主財源等の区分、内訳についてどのように調達されようとしているのか、お伺いをいたします。

四番目には、着工年月と完成年月の予定はどのようになっておるのか、お伺いをいたす次第でございます。

次に、一三二ページ第七款一項三目十九節観光協会補助金五百九十万円についてお伺いをいたしますが、観光館山市にとって観

光事業は重要でございます。昨年来市長が会長になって協会の再建に努めておりますが、先般の通告質問でお伺いしますると、現時点では再建途上にあるとのことでございます。予算が本年度と同額のものが計上されておりますけれども、この点について五十三年度においても全く同額であるということはどういうことなのか。特に補正予算で人件費二百万円が減額されていまするが、四月一日から市の職員については引き上げて、そうして観光協会の職員を配置できるのかどうか。非常にあと数日しかない短期間の間でございまするけれども、これはできるのかどうか。通告質問の中において明確になってなかったようでございますので、四月一日からできるのかできないのか、この点についてお伺いをする次第でございます。

次に、一三九ページ第八款五項一目十三節緑のマスタープラン作成現況調査委託料三百万円についてお伺いをいたしたいと思います。まず、施政方針の観光問題で述べられていますように、コンサルタント料二百八十万円との関係はどうなのか。この二百八十万円の額が予算上見当りませんので、まずこの点についてお伺いをいたしたいと思うものでございます。

第二点は、都市計画区域全域の調査をされるそうです。非常に広範にわたると思いますけれども、調査結果によってこれはどのように実施されていくのか。その予算見込み、年度、規模こういうようなものについてはある一定のものがあるのかどうなのか。コンサルタントに委託する場合に全く白紙でもってやるのか。それともこれぐらいの予算を計上して、何カ年ぐらいでもって緑のマスタープランを実施していきたいんだけれども、これについて一つ調査をお願いしたいという、こういうものなのか。そういうものであれば、いま言ったような項目についてある程度の柱があろうかと思うわけでございまするけれども、この点についてお伺いをしたいわけでございます。

次に、一四一ページ第八款五項四目十七節中央公園用地購入費三千四百九十五万についてでございますけれども、この場所と購入先について再度お尋ねしたいと思います。先般の質問もありましたから、この点についてお伺いをいたします。

次に、一六二ページ第十款三項三目十五節西岬中学校防音改築工事請負費一億三千九百三十二万円についてお伺いをいたします。

過般の議会におきまして、館山市内の中学校の統合計画案が明らかにされました。その中におきましては西岬中学校も含まれております。この点について、統合計画と統合を目前にして西岬中学校の防音校舎設立ということは矛盾がないか、どのように考えてこの建設に当たったのか、この点について一つ明確にしていただきたいと思います。

次に、一七八ページ第十款六項二目十五節市民体育館の建設工事についてお伺いをいたします。この市民体育館については館山二中の現在の校庭内に建てられることであるそうでございますがこの管理及び使用、使用料等についてお尋ねをいたしたいと思います。

第一点は、この施設は完成がいつになるのか、そして完成の時点で一昨日来審議されております条例にございます館山市社会体育施設に繰り入れるものでしょうか、この点についてお伺いします。

第二番目は、館山二中の校庭内にあるわけでございまするから二中の利用と一般の利用が競合することが考えられます。この点についてどのように優先権と申し込み利用をなされようといたしておるのか、この点についてお伺いいたします。

以上の点について、明快な御答弁をお願いする次第でございます。（拍手）

（市長半沢良一君登壇）

○市長（半沢良一君）　お答えをいたします。

年度末の起債額の残高ということでございますが、予算書の一九〇ページにございますので、一つごらんをいただきたいと思います。

それから、市債が大変ふえているので、市債を中心とする財政政策から転換すべきだという御意見でございましたが、先般来お答えいたしておりますように、まだ市債が過大であって危険な状態だというものではとうていございませんで、きわめて現在健全な状態でございますし、将来とも長期的な見通しをもって起債を仰ぎながら財政運営をしていきたいと思っております。特に、現在のような地方財政貧迫の折には、地方財政計画の中でも起債を中心として財政運営をするような指導も行われておりますので、そうした方向でいきたいと思っております。

従来、財政主導型であったというお話でございますが、確かに財政状況がきわめて困窮をいたしておりますときには、いろいろな計画を立てましても、現実に行うことができないので、どうしても財政主導型にならざるを得ませんけれども、施政方針で申し上げましたように、健全財政への基調が確立をいたしましたので今後は企画を中心にして企画主導型でまいりたいと思っております。

以上、答弁を終ります。

○福祉事務所長（越路良夫君）　八六ページの地域ぐるみの関係について申し上げます。

ボランティアの開発との関係でございますが、これにつきましては現在制度的なボランティア、たとえて申し上げますと、民生委員、母子福祉推進員あるいは青少年相談員等々ございますが、そういう制度的なボランティアの方以外、自主的の方といいますか、一般的なボランティアの方々を募集といいましょうか、登録等いただきまして、それによる奉仕活動を計画しているわけでございますが、住民の中にも奉仕活動をしたいんだけれどもという方が相当いらっしゃいます。なおまた、五十一年度、二年度においてもそういうような講座を開講したこともございますが、その際にも大ぜいの方がおいでいただいたこともございますし、今後ともそういう自主的なボランティアの方々の御賛同を得、またそういう方々の御理解を得る方法を考えていきたいと思うわけでございます。

それから、自主的な各種の福祉活動でございますが、これにつきましては、各地区による必要の度合いといいますか、あるいはその需要の内容によってそれぞれの差がございます。老人を主として考えなければいけない場合、あるいは児童とかいろいろ幅がございますが、それらにつきましては幅広く各地区の特性に応じた福祉活動を展開することを考えております。

それから、社会福祉協議会に委託ということでございますが、

この地域ぐるみの関係につきましては、五十二年度の年度途中で補正等をお願いいたしましたように、またその際申し上げましたが、五十二年度からこの地域ぐるみの福祉活動を推進しようということで県が補助金をつけたわけでございます。なおまた市におきましても、さらにその上に補助をつけまして社会福祉協議会に補助いたそうとするものでございますが、この福祉問題につきましては公の立場でこれを進めなければいけない部門、あるいは公と民間サイドでやるべきものといろいろあろうと存じます。従前どおり、この福祉を進める上におきまして公の立場で、たとえば施設あるいはその他の公の場においてやらなければいけないものについては、今後とも引き続き実施するわけでございますが、それ以上に、なお最近のような情勢の中では地域全体で自主的にこれを進めていくことが、より効果を期待されるものもございますし、そういうものを考えまして、地域全体の問題としてこれを進めていく、その場合に民間サイドでこの地域ぐるみの意識を盛り立てていきながら、そこに成果を期待したい。そういうふうな趣旨でございまして、ここに社会福祉協議会、民間サイドのこの団体にこの仕事を委託するものでございます。それに対します補助金を支出しようとするものでございます。

○商工観光課長（中村正雄君）　商工会館建設費補助金について申し上げます。

最初に、場所でございますが、館山湾桟橋株式会社がございました跡地でございます。

次の面積でございますが、二千三百五・一八平方メートルでございまして、坪数に換算いたしますと六百九十七坪になります。

その次の取得か、賃貸かということでございますが、土地を購入するということでございます。

次の予算額でございますが、土地購入代金を含めまして五億三千八百十三万でございます。これらの区分内容でございますが、防衛庁補助金として一億五千万、県補助金五千万、市補助金六千万、会費負担一億、特別寄付一億百十三万、現会館売却費を含めまして五億三千八百十三万このようになっております。

なお、着工につきましては、いろいろな諸手続との関係で六月初旬が予定され、完成につきましては五十四年度末が予定されております。

ただいま申し上げましたそれぞれの額につきましては、あくまでも現状での概算事業額でございます。

次に、観光協会の関係でございますが、昨年と同額をどのような理由で計上したかということでございますけれども、五十二年度につきましては前回もお答えいたしましたとおり、採用予定をいたしておりました職員を採用するに至りません関係で、減額をいたしたわけでございますけれども、職員を二名を採用するということでございますので、同額二百万を計上し、総額五百九十万といたしたわけでございます。

なお、市の職員の引き上げでございますけれども、四月一日に入りましても、すぐに観光案内業務になれないということと、四月から非常にお客の多い時期を迎えますので、できれば八月いっぱいまでは新しい職員をなれさせるという意味で、そのまま八月いっぱいまでは現在の職員を置くということになろうかと存じます。

それから、先ほど申し上げました用地の取得関係でございますけれども、一部借地をするというふうになるということも考えております。会議所の方から全部取得でなくて、一部借地が入るということでございます。訂正いたします。

○建設課長（飯田治男君）　一三九ページ十三節委託料三百万についてお答えいたします。

施政方針の中に入っておりました二百八十万円につきましては六三ページの企画費の十三節に計上してございます。この三百万につきましては、この二百八十万とは関係ございません。

この緑のマスタープランと申しますのは、建設大臣の諮問機関であります都市計画中央審議会の答申に基づきまして、自然的環境の確保、都市公園等の整備及び避難緑地、防災遮断帯等のオープンスペースの確保を図るということでございまして、一応市街化区域、市街化調整区域の設定されております地区につきましては五十二年度に一応基本調査をいたしまして、五十三年度県で緑のマスタープランの作成をすることになっております。また市街化区域、調整区域の設定されてない地区につきましては、五十三年度で基礎調査を行いまして、五十四年度で県で緑のマスタープランの作成をいたすことになっております。

一四一ページの十七節公有財産購入費の件でございますが、中央公園の三千四百九十五万につきましては、館山市開発公社から現在の中央公園用地内の東側にございます土地を買収するものでございます。

○教育長（安田豊作君）　一六二ページ西岬中学校防音改築工事請負費に関連してでございますが、西岬中学校の防音改築工事は本年設計中でございますが、来年度お願いしました予算によって躯体工事が行われます。完成は五十五年の三月、五十四年度の終りになると、したがって、中学統合との関係はどうなるかということでございますが、五十五年大体一年、間をおきまして、五十六年統合の計画をもって地域の理解を得べくいま話中でございますし、その統合のあかつきは東、西小学校を統合してここに入るということで、これも理解を得べく同時に話を進めておるようなところでございます。

一七八ページの十五節の工事請負費市民体育館建設工事に関連してでございますが、来年度補助金の決定が例年ですと七月頃になると思います。それから建設は六カ月ぐらいかかりますから、来年の一月か、二月に完成するといういま見通しで計画を進めております。

完成のあかつきは、社会体育施設、ただいま提案しております条例の中に加えることになると思います。

そうした場合に、二中との使用上の競合はないかということでございますが、一中の武道館、柔剣道場がやはり同じような形で学校の使用と社会体育の利用とでやっていますが、学校は大体昼間でありまして、社会体育は夜間が主になる。そういう関係で、そう競合することはないという考え方でこの計画を持っておるわけでございます。

○財政課長（山田俊康君）　地方交付税の伸びが悪いというのは財政的という御質問でしたが、交付税法の一部が五十三年度等に補正係数数値の関係で一部手直しが行われる予定ということで仄聞しております。

具体的に申し上げますと、基準財政需要額は単位費用を掛ける測定単位の数値ということでございます。それに補正係数を掛けていくわけです。補正係数は端的に申し上げますと、道路の場合ですと、道路の面積と延長が測定単位であります。単位当たりの費用をそれに掛けた額ということになるわけですけれども、基準財政需要額自身を出しますのには、道路にかかわります財政需要が道路の種類や交通量あるいは地域的な特性、整備の状況等によって大きく相違しております。これらの事情を考慮して各種の補正を行う必要があるわけです。その補正係数を五十三年度一部手直しといいますのは、現在まで行われていた補正係数が階段的になっておりまして、それがゆるやかなカーブにかえていくということでございます。そのため、部分的には四捨五入等の関係で上のランクに上っていたものが館山の場合には案外多かったものですから、一応安全を見ましてこのような数値になったわけでございます。

〇一五番（辻田　実君）　まず、第一点につきまして、市長の答弁でございますると、起債については今後も継続していきたいということでございます。

しかしながら、私は現在、半沢市政いろいろと施策が行われておりますけれども、財政的に申し上げますならば、起債運営いかんが館山市の今後の財政運営についてどうなるかということが財政的面で最も根幹をなすものだろうと私は思うわけでございます。

四十五年から四十八年におきましては、主といたしまして開発の予算外の公共事業の問題、さらには財産の売却、購入の財政運営こういうような点について、当時の市長についていろいろと反省をうながし、こうした面について協力を得ながら今日までの財政運営の基礎をうながしてきたわけでございまするけれども、しかしながら、四十九年は明らかに起債の運用と売却のできなかったという形でもって、はからずも三億の赤字があったという、これは末端市民の問題ではなくて、執行上の市長の交代という時期のバトンタッチの問題であって、その財政赤字全体には経済成長というものがオイルショック等で下降線をたどりながらも、しかしながら、館山市は四十九年、四十五年も市民の税金は前年度に比べて伸びておるわけです。その計数は四十五年以降も一定の計数で伸びているわけですから、経済情勢の変化によるところの財政収入により市民負担の軽減というのはなかったわけでございますから、ただこの年だけが御承知のように起債額が非常に少なかったという問題であるわけでございます。

私は、ここでもって詳しく指摘をいたしたいと思うのでございまするけれども、四十五年から四十八年につきましては、起債は予算の中において割合からいって三％から六％前後の状況でございます。四十九年が三・八％、四十九年の三・八％であったがためにここで赤字をその分だけ出した。五十年になりますると七・五％予算に占める割合の構成が。五十一年がなんと二二％、そうして五十二年度は補正予算の見込みですけれども、これが一一・三％。

ここでもって、私はもう一つ起債運営に問題にしたいのは、四十八年度は起債の当初予算が十億七千三百万、決算額が十一億四千五百万。四十九年が十二億二千九百万、決算額が十四億七千九

百万。五十年度これは半沢市長が就任してからですよ。五十年度は当初予算が十億二千八百万、これに対して決算額がなんと十六億一千六百万、六億ふえているんですよ補正で、五十一年度についてはほぼ当初予算と同様十七億一千四百万が十八億八百万、これは大体正常、ややふえているという程度。五十二年度におきますところの当初予算におきまして、五十二年度は三億五千三百万が決算になりまするると五億二千万。

こういうふうな形でもって、中途でもって当初予算の計画と大幅に増額されてきていると、補正されてきていると、この傾向がいかにも起債については計画性がないように思われる。

今年の施政方針になりまするると、説明の中でもって、補正財源として起債をあげてきておる。どのぐらい起債を、どういうものについてということについては明確になってない。こういう形でまいりまするると、ここにも書いてございますように、五十三年度の当初予算になりまするると、予算額が六十一億三千七百万、そうして起債累計が三十三億九千百万、予算総額に対するところの累積借財というのがすでに予算の五〇%を越えてきているという状況でございます。これは、この半沢市政三年間におきますところの飛躍的予算構造の変化でございます。

これを、このまま継続していくということになりまするると、まさに先ほども申したように、館山市で市税で一番入ってくるのは市民税、その次には地方交付税、そうして国庫補助金この三つが三大財源でございます。その次にいろいろな起債等が順位していくわけでございますが、四十八年以前については起債の割合というのはずっと低かった。しかしながら、四十九年以降は起債の割合がいま言ったように飛躍的に伸びておる。これをよしとしていくならば、さっき申したように、起債は借金です。二十年近くになると安い安いといっても倍額返さなければいけない。こういうことになってくると、ここらへんについてはブレーキをかけていかないと問題ではないか。

特に、半沢市長は、館山市の財政構造については、外資導入によって税収入の基礎をつけていかなければならない。あくまでもやっぱり税の基礎を高める、やっぱり市民税です。こういうものを上げる。民事の需要を高めるということをいかないと、財政主導による公共投資によってやっていくというけれども、これによってむしろふえてないんじゃないかというふうに思われるわけでございますが、この点について、こうした観点からはどうなのか、簡単にお願いしたいと思います。

それから、いま、財政課長の答弁でございまするけれども、私は詳しいことは結構でございまするけれども、とにかく基準財政需要額というものが単価になるわけです。それに補正係数を掛けるわけです。あくまでも単価です。いいですか、そうすると人件費とか、そういうものが減ってくると基準財政需要額という基礎単価が減るわけでしょう。当然財政というものは減ってくるんじゃないかと思われるわけでございますけれども、その基準財政需要額のこの基礎が減ってきておるために財政規模が縮小していってるということにはならないか、このことについてお伺いしたいわけでございます。

施政方針にも書いてございまするけれども、国の財政につきましては、約三兆余の赤字があるわけでございまして、これについ

工は地方交付税と、それから公共事業費起債によってまかなうとこういうふうに書かれておりまするけれども、起債の方はその政策によってまかなわれておるけれども、地方交付税の増額見込みについては十分ではない。この点についてはどのように考えるのか、御答弁いただきたいと思います。

それから、地域ぐるみの福祉活動でございますけれども、ボランティア活動を育成するということでございますけれども、ボランティアというのはボランティアですよ。登録して制度化していくことが果してボランティアの趣旨に合うかどうか。このことは制度化の一歩になりはしないか、制度化されますと、福祉行政の一端というかっこうになりはしないか、こういう懸念があるわけでございますけれども、この懸念についてはどのようにお考えになるのか、お伺いしたいわけでございます。

それから、次に、観光協会については八月末ぐらいということでございまするけれども、これについては委員会がありまするから、いいでしょう。

それから、一四一ページの中央公園の件についてですけれども中央公園におきますところの開発公社でもって買い上げた土地については全部完了かどうか、残った部分があったら教えていただきたい。完了かどうかということについて。

それから、次に、西岬中学校の問題でございまするけれども、いま話し合いをしているということでございます。西小と東小が統合してそこに入ると。東小も不幸にいたしまして、落雷のために焼失し建物を建てかえました。入ることになりました。そうしていま東小と西小五十五年三月統合というような問題が出ておるけれども、一年延びるというようなことでいま話し合いをしておるそうでございますけれども、防音校舎をつくって一年入るか入らないかのうちにもうすぐ統合して、統合中学の方に来なければならぬということが、果して住民の利益を統合という困難な事業の中において有利に展開するのかどうなのか。いま財政事情が苦しい中で、こういう財政運用がいいのかどうか。

いま、話中ということですけれども、この種の問題については理解が得られた上においてやらないと問題が起こると思うんですけれども、この点についての理解は十分なのかどうか。むしろ西岬のずっと西のはずれから二中まで相当の距離数がある。これをどうして通わせるかという問題、こういうものを含めて、学校を建てました。りっぱな建物が建ちました。一年たつかたたないでもって、さあ向こうへ行きなさい。こういう形でもって市民感情特に西岬地域の合意が得られるような感触が現段階で少しでもあるのかどうか。少しどころか、相当部分の合意が確実なものがないとこれは非常にむずかしいように思われるわけでございますけれども、この点についてはどの程度の話し合いを得べく状況が進んでおるのか、お伺いしたいと思います。

以上について、再質問したいと思います。

○市長（半沢良一君）　毎年毎年市債がふえていく、危険ではないかというお話、だから、この際見直せというお話でございますが先ほども御答弁申し上げましたように、常に長期的な見直しを立てて起債をいたしているわけでございます。公債比率が限度を超えない、常識的な限度を超えないということを常に目標にしてやってるわけでございます。

それともう一つ、現在の地方財政計画そのものが地方債比率が一一・七％になる計画になってるわけでございます。館山の場合は当初予算で、予算説明資料でおわかりのように九・五二％でございますので、まだまだ国の財政計画には達していないわけでございます。

大体、私が申し上げるまでもございませんけれども、辻田議員ご存じだと思いますけれども、今年の地方財政計画の中で、収支の不足額は三兆五百億円でございます。そのうちの半分約一兆七千億は交付税会計で見よう。しかし、残りの一兆三千五百億は各自治体が起債をもってやりなさい。こういう基本的な国の政策でございますので、市債の比率が高まるのはやむを得ないかと思いますが、しかし、それにしても、国の地方財政計画の中では地方債の比率は一一・七％でございますし、館山市は九・五二％でございますので、そういう意味からいってもきわめて健全だろうというふうに考えております。

○財政課長（山田俊康君）　地方交付税法の関係ですが、地方交付税法は、各団体がそれぞれ標準的な事務を処理して行政を執行するために最低限必要な経費を算定し、そうしてその算定した経費それから基準財政収入額を引いた残りを交付するということでございます。そのために、その都市におきまして相当人員を縮小したからといって、それが減少の対象にはなりません。

○福祉事務所長（越路良夫君）　地域ぐるみの福祉活動との関係でございますが、今回のこの推進につきましては、実施主体は先ほど申し上げましたように社会福祉協議会でございます。

ボランテイアとの関係でございますが、これはあくまでも自主的な奉仕活動でございまして、行政の一端ということでございません。あくまでも福祉活動ではございますけれども、行政の一端ということでは解釈しておりません。

○建設課長（飯田治男君）　中央公園の用地につきましては、五十六年度までに全部買収するということでございます。五十三年度買収いたしまして残っておりますのが約三千五百平米でございます。

○教育長（安田豊作君）　西岬中学の統合について地域の感触はどうかという問題でございますが、西岬地区についてはＰＴＡ、学校関係者及び区長会、さらに各部落は全部ではありませんけれども、細かく回わっている最中でございますが、その感触はほとんど統合に賛成でございます。一〇〇％といいませんが、私の感触は九〇％は賛成。こういうふうに受け取っております。

○一五番（辻田　実君）　あと細かい点については委員会もあることでございますので、一応それらについては委員会の中でいたしたいと思います。

以上をもちまして、終ります。

○議長（吉田勇治郎君）　以上で、一五番議員君の質疑を終ります。

暫時休憩いたします。

午後二時　七分　休　憩

午後二時三十三分　再　開

○議長（吉田勇治郎君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

次、二〇番和田一郎君。

（二〇番議員和田一郎君登壇）

○二〇番（和田一郎君）　私は、次の四点について御質問いたしま

す。

まず第一に、一一八ページ四目畜産業費のうち、酪農振興事業資金利子補給金三百九十万円についてお尋ねいたします。この酪農振興資金利子補給金は、五十二年度におきましては酪農家の要望が非常に多く年度半ばにして原資がなくなっております。

なお、五十三年度は御承知のとおり本市内において二百四十町歩に及ぶ減反により飼料作物の増反が見込まれます。それにより酪農家は乳牛頭数をふやし、酪農経営の規模を拡大しようとしているものが多数あるように伺っております。

そこで、ここに計上されております三百九十万円でこれが不足しないかどうかをお尋ねいたします。

次に、一二一ページ六目農地費の中、十六節農業用施設等補修用材料費として三百万円が計上されております。これも五十二年度においては年度半ばにおいて予算が全部なくなっております。

われわれ農村地域に住んでおるものといたしましては、原材料費をいただきまして地域の環境整備をいたしておるわけでございますが、四月に年度が始まりますと、四、五、六の農繁期に早くこれを申し込んでもらわないとなくなってしまうというわけで、農繁期の中、いままで地域の環境整備をしておるわけでございますが、どうかこの予算をもっとふやしていただいて、農閑期にこの地域の環境整備ができるようにお願いしたいと思うのでありますが、これをもっと増額してもらうわけにはいかないでしょうかお尋ねいたします。

次に、一五〇ページ一項教育総務費二目事務局費のうち、十九節市教育研究会補助金として九十万円が計上されております。これは説明欄によりますと、本市中小教員の自主研修により資質が高まり、教育の振興が図れるとありますが、具体的にどのようにこれが使われるのか、お尋ねいたします。

一六〇ページ一目学校管理費のうち、十九節県郡市校長会負担金として二十一万七千円が計上されております。これは校長先生一人当たりにしますと、かなりの額の補助金になりますので、これがどのように使われるのか。また五十一年、五十二年度においても支出されておると思いますので、いつ、どこで、どのように使われたか、お尋ねいたします。以上です。

○農水産課長（佐野甲子郎君）　一一八ページ酪農振興事業資金利子補給金についてのお尋ねでございますが、確かに五十二年度は利用者が非常に多うございまして、五十三年度の予算の関係につきましては一応二千万程度を考えて計上した次第でございますが利用状況を見て考慮いたしたいと考えております。

次に、一二一ページの補修用材料費でございますが、御指摘のように四月に入りまして農繁期の利用が非常に多いわけでございますが、本年度は前年に比較して百万円ふやしまして利用にこたえてまいりたいと、このように考えております。百万円ふやしてございます。

○学務体育課長（黒川邦保君）　一五〇ページ十九節市教育研究会補助金九十万どのように使われているかというお話でございますが、これは市の教育研究会という自主的研究団体でございますが市の補助金九十万円と、それと同額以上の教職員の会費百二万円によって構成されております。百九十二万円余りによって運営されております。

主な活動といたしましては、広報活動、研修部の活動、サークル部の活動など多様な研修活動が展開されております。これらは隔月に行われます。その月の午後の一斉研修日に主要会場に市内の教職員が集まりまして学校、教科経営について、あるいは子供に実力をつけることなどについて研修や、あるいは具体的な授業の研究活動を行っております。

さらに、一六〇ページの十九節郡市校長会負担金二十一万七千円はどのように、またいつ、どこで使われているかのお話でございますけれども、校長会は市、郡、県というような各規模、地域の広がりにおいて結成されておりますが、それらの中で専門委員会として人事、財政、教育制度、生徒指導などの五つの部門を設定しまして、調査、研究や情報交流を行っております。

いつ、どこでという具体的な事項については、郡市校長会を例に申し上げますと、五十二年の十月二十日に西条小学校で学校経営についての研修とか、同じく十二月十二日には鴨中で中学校経営について、さらに年間テーマとしましては、小中学校職員服務処理要覧の作成、刊行して、このようなテキストにいたしまして各学校に配布しまして、服務についての基準、正確な運用についての助言活動を校長会として行っています。

〇二〇番（和田一郎君）　酪農振興資金については二千万ぐらいを予定しておるということでございますが、もし不足した場合には、追加補正等して酪農民の需要にこたえていただけるかどうかお尋ねいたします。

なお、資材交付につきましては、百万円の増だということでありまするが、いままでのあれからいきますと、全くこんなことでは足らないように思われますが、もし本年度不足しましたら、必要な補正等の措置をしていただけるかどうか、重ねてお尋ねいたします。

市教育研究会補助金については、説明により了承します。

県郡市校長会負担金については、いまの説明によりますと、大体一人三万円ぐらいの負担になっていると思うんですが、研究会はどっかの中学校かなんかでおやりになっておるということでありますので、そういうことではあまり金がかからないようにも私は思うんですが、相当の金額になると思うんです県下でも校長先生これだけの場合には。それをどのように使われたか資料があったら、お示し願いたいと思います。

〇市長（半沢良一君）　酪農振興の利子補給金の問題でございますが、これは酪農民の間で御要望があれば、実態に即して財源をにらみながら補正をいたします。

それから、農道の補修の原材料費でございますが、昨年二百万で足りませんでしたので、百万ふやしまして三百万にいたしたわけでございますが、今年は共同施行の予算も昨年六百万でありましたものを八百万にいたしまして、農道の整備ということに予算をふやしたわけでございますが、農道補修の原材料費の方はあくまでも小修理を目標といたしたものでございますので、できる限りこの範囲内でおさめたいと思っておりますが、どうしてもやむを得ない場合には、財源等にらみ合わせながら補正を考えていきたいと思います。できるだけこの範囲内でとどまるようにお願いをしたい。またそういうふうに努力をしたいと考えております。

〇学務体育課長（黒川邦保君）　県郡市校長会負担金一人三万円、

会場は学校でお金はかからないのじゃないかというようなお話でございますけれども、会場は郡市につきましては学校、県の校長会活動につきましても新宿小学校等学校を会場とするものが多いのでございますが、郡市におきましては教育会館あるいは市民センター、県につきましては県の教育会館そういうような有料会場を使うこともございます。

それから、金額の使われ方のおもなものでございますけれども郡市小中学校長会に納められました一人三万一千円の使途は、それぞれ郡市の小あるいは中学校長会の会計に納入され、さらに小中合同会に納入され、さらに県校長会費に納入され、さらに関東ブロック校長会費に納入され、さらに全国小中学校長会に納入されるという仕組みになっておりますので、地域から全国組織までそれぞれ三万一千円が分れて納入、使用運営されることになります。

○二〇番（和田一郎君）　酪農振興資金については、市長の説明により了承します。

また、農道補修のあれについても、もし不足の場合には極力追加補正を組んでいただくようにお願いしまして質問を終ります。

この県郡市校長会負担金でありまするが、なにかわかったような、わからないようなことで、三万円多いというような気がするんですが、私が言いたいことは、校長先生と言えば田舎でも高給取りだと私は思うわけなんです。その高給取り、職業ですよ。それに市のわれわれの納めた血税が三万一千円も補助金として出ているというのはどういうものでしょうか。私には納得いたしかねるんですが、市長さん最後を出されたでしょうけれども、市長さんのお考えをお聞きしたいと思います。（笑声）

○市長（半沢良一君）　やはり、職業であることには間違いございませんけれども、その方たちが勉強する機会をつくってあげるということも行政の立場から考えなければいけないことだと思いますので、妥当な支出だというふうに考えておるわけでございます。

○議長（吉田勇治郎君）　以上で、二〇番議員君の質疑を終ります。

二二番五十嵐　昇君。

（二二番議員五十嵐　昇君登壇）

○二二番（五十嵐　昇君）　私は、半沢市長の五十三年度の施政方針のうちに主要施策といたしまして、積極的な予算を編成したと述べられておるのでありまして、その積極的な重要施策をみますと、住みよい環境づくり、福祉社会づくり、教育環境づくり、産業の基盤づくりの四点を柱としておられるのでございます。

そこでまず、環境づくりの中で公園の整備問題が取り上げられ予算書一三九ページ土木費中五項四目公園費として六千九百万円の多額の経費が計上され、なお長期計画といたしまして五十三年度三千八百万円、五十四年度三千五百万円、五十五年度三千五百万円、計一億八百万円なりの長期予算が計上され、本市の公園施設は城山公園ほか五公園で、その面積は十一・二三ヘクタール、人口一人当たり二平方メートル、都市公園法に基づく基準は人口一人当たり六平方メートルと説明されておられますが、本市の公園施設城山公園のほか五公園とはどの公園をさされるのか、その規模について具体的に説明をいただきたいと存ずるのでございます。城山公園とか、中央公園とか、あるいは那古山、中村公園、中には北下台、豊津公園といった、あるいは沖の島を含めて具体

的に城山公園のほか五公園の御説明をいただきたいのでございます。

なお、館山市総合計画根幹事業実施計画の中で、海浜公園開発診断委託が五十三年度で実施されるようになっておるのでございますが、これは沖の島公園をさしておられるのか。もし沖の島公園をさしておられるとするならば、館山青年会議所が沖の島に子供の遊園地を造成する云々ということが新聞紙上に出ておるのでございますが、これらとどういうかかり合いになるのか。いずれにいたしましても、沖の島公園は城山の観光資源として重要な位置にあると存じますので、やはりこれの開発は市が主体となって進めるべきものであると思惟するのでありますが、この点どういうお考えを持っておるのか、御説明をいただきたいと存ずるのでございます。

なお、私どもが育つ時代に北下台公園とか、あるいは西の浜の豊津国司公園の現況はどうなっているのか、市の公園整備計画に入っているのかどうか、この点も御説明をいただきたいと存じます。

第二番目といたしまして、福祉社会づくりの中で、予算書民生費中、八九ページ二項老人福祉費中十九節負担金及び交付金千三百十六万四千円と二十節扶助費八千九百七十三万九千円の巨費が計上されておりますが、館山老人ホームの経営の現況につきまして、以下御説明をいただきたいと存ずるものでございます。

最初に、収容定員はどのぐらいなのか、あるいは収容定員に対しまして看護人の定員はどうか、あるいは有料、無料の別があると思いますけれども、これらはどうか。

また、老人ホームばかりではなくして、各地にいわゆる老人会というようなものが設立され、老人同士が寄り合っていろいろと話し合いの場を持つ、こういうことで老人同士の憩いの場といたしましても、老人は若い青壮年層と比べまして、やはり生活の全面的な違いがあると、食物にいたしましても、また趣味等にいたしましても、あるいは家庭内におけるところの生活の場、室こういうものが大きな社会問題となっておるのでございまして、こういう老人たちにも何か生産的な仕事に関係させると、何か生きがいのあるこの生活を営むということで老人向け授産所等の設置も必要であろうかと存じますが、これらの老人に対する具体的な方策がございましたら、御説明をいただきたいと存じます。

なお、三番目といたしまして、教育環境づくりで、予算書の教育費のうち学校建築費一五六ページ、一五七ページ十三節委託料十五節の工事請負費が巨額に計上され、予算参考資料七ページにも館山小学校分三千八百十五万一千円、房南中学校分三千九十五万一千円が計上されて細かく説明されておるのでございますが、館山小学校、房南中学これらの問題につきまして、御質問を申し上げます。

まず、建設場所でございますけれども、建設場所は校庭の中に求めるのか、あるいは近接の民有地を選ぶのかの問題でございます。いずれにいたしましても、潤沢な校庭を持つという学校はあまり少ないのでございまして、文部省基準等に照らして標準以下だというようなときに、校庭にプールを設けることはこれはどうかと、こう考えますので、その点の御説明をいただきたいと存じます。また、民有地を買い上げて、あるいは借用いたしまして、

そこに設けるといたしますならば、その予算的措置はどこにあるのかどうか。狭い校庭にプールを建設をするということは、先ほど申し上げましたように、文部省基準の問題とからみまして考慮しなければならないと存ずるのでございます。

なお、着工、完成の問題でございますが、これから夏季を迎えまして、最も児童生徒が利用する時期になってまいりますので、市当局におきましては、この夏季の利用時期に最も適合いたしまして、完成できるような着工を期さなければならないと存ずるのでございまして、着工、完成の予定等につきましても御説明をいただきたいと存じます。

なお、そのプールの建設に当たりまして地元負担は一体どうなるのか。税外負担が非常にかさんでいく現時におきまして、これも大きな問題となろうかと存ずるのでございますが、やはり他校との関連もございますので、適正な基準において地元に負担がある、これは当然のことと思うものでございます。

以上、大きく三点につきまして御説明をいただきたいと存じます。ありがとうございました。

○建設課長（飯田治男君）　城山公園ほか五公園と申しますのは、面積が城山公園六・三ヘクタール、沖の島が二・七ヘクタール、中央公園一・六ヘクタール、中村公園が〇・一八ヘクタール、根岸公園が〇・二七ヘクタール、船形公園が〇・一八ヘクタール、計十一・二三ヘクタールが総体の面積でございます。これは都市公園法に基づきます一応都市公園として市が管理している公園でございます。

北下台、豊津公園等については、公園として管理はいたしておりません。

○市長（半沢良一君）　海浜公園の御質問でございましたが、これは館山市といたしまして、観光を標榜して、観光を市の大きな行政の目的としているわけでございますが、何と申しましても館山の観光と言えば、美しい海岸線でございますので、海岸線をいかに利用するか、海岸線全体を一つ海浜公園化をしたい。そういう意向でコンサルタントに相談をするために予算を組んだわけでございます。

沖の島公園につきましては、そうした海岸線の公園化の中の大きな一つの目玉としてこれを開発をいたしたい。そんなふうに考えているわけでございます。青年会議所の方々が独自のプランをお立てになりましたけれども、それを十分取り入れて検討するようにコンサルタントにお願いをいたしております。

以上、答弁を終ります。

○福祉事務所長（越路良夫君）　老人ホームの関係について申し上げますが、老人ホームにつきましてはあそこは社会福祉法人でございます。館山老人ホームと特別養護老人ホームということで二カ所ございますが、定員が養護の七十人に対しまして、本市の現在入所いたしておりますのが三十一名でございます。なお、特別養護老人ホームにつきましては定員百名に対しまして、本市の入っておりますのが二十六名という現況でございまして、介護を必要とする対象者あるいは老人ホームの設置基準に基づいてのそれぞれの、たとえば看護婦でございますとか、そういう職種につきましては、その基準に充足するよう配置されているわけでございます。

なお、老人の授産施設の関係でございますが、これにつきましては現在のところそういう計画がございませんが、老人の生きがい対策といたしまして、県では高令者の職業紹介所というような施設がございますが、本市におきまして老人の授産施設等については現在そのような考え方はございませんが、ただいま申し上げました紹介所という施設がございますが、そのような現況でございます。

○庶務施設課長（汐崎政光君）　一五七ページの十三節、十五節に関係しましての館山小学校のプール、それから一六二ページの同じく十三節、十五節にございます房南中学校のプール建設関係につきまして申し上げます。

第一点は、設置の場所というような御質問であったろうと思いますが、ただいま館山小学校にありましては、館山小学校の規模に照らしまして基準が一万二千平米でございます。それに対しまして現在の館山小学校の校庭の広さ、これが一万三千三百平方メートルございます。こういったことでプールをつくりましても、プールの大きさは大体七百平方メートルから千平方メートル見当でございますので、十分文部省の基準としまする面積は残るわけでございます。

それから、房南中学校でございますけれども、これはその規模に照らしまして一応基準は七千二百平方メートルとされております。これに対しまして、現在房南中学校の保有校庭は六一％増の一万一千六百五十平方メートルございます。こういった関係からこの学校についても十分文部省基準の校庭は残る。こういったふうな状況でございますので、いずれも校庭内につくることを計画検討しております。

それから、二点目の着工、完成時期の問題でございますが、いずれも国庫補助とのからみがあるわけでございますが、従来の経験に照らして考えますと、大体国庫補助の内定が五月中旬になるんじゃないかと考えます。ですから内定のあり次第直ちに着工し得るように配慮していきたい。このように考えております。そうしますと、大体工期三カ月見当を要するものと思われますので、八月中旬完成このような計算になるわけでございます。

それから、規模でございますけれども、館山小学校にありましては十五メートル掛ける二十五メートルの一般プールと、それに合わせまして地元からの強い要望もございましたので、園児、低学年の生徒を対象といたしました浅い徒渉プールを合わせてつくるべく検討しております。

それから、房南中学校は縦二十五メートル、横十五メートルのやはり同じ七コースのプールこれを考えております。

それから、地元寄付金の問題でございますけれども、学校プールの建設の推移をいままで見ますと、大体三段階に分かれるんじゃないかと思います。第一段階は二中、豊房中と三十九年、四十年代の頃の考え方は建設の主体はあくまで地元で国や県の補助に合わせて市が補助する。こういった関係でつくられたものと思われます。その次の段階は四十四年度つくりました九重小から四十六年度に至ります四中あたりまでについての市の考え方としましては、子供たちの皆泳をねらいまして、海岸から遠いところを優先的に地元負担をもって陳情があればつくる。このような姿勢でございました。しかし、五十年度に富崎小学校をつくりました段階

から、プールは学校の必要施設である。このような考え方に立ちまして、基本的な施設は市でつくる。このような考えをもちまして現在地元負担金をちょうだいしておりません。

以上でございます。

○二二番（五十嵐　昇君）　ただいまの説明でございますけれどもこの五公園が城山あるいは中央、根岸、船形というような具体的な御説明でございますが、その中に北下台も豊津の、われわれが小さいときに西の公園と言われまして大変館山市民には生活の場といたしまして、あるいはレクリエーション等につきましても非常に利用度の高かった公園でございます。あの大正の地震等におきましても海面が異常に変化があった、そのときに必ずや津波がくるであろうということで、この西公園とも本当に近所の方々があそこに避難をしてきたと、夜を徹してあそこで暮らしたというような、非常に一朝有事の際には利用度の高い公園でありましてまた金比羅様を中心といたしまして、その神をたっとぶ敬神崇祖というようなことで、あの公園が非常に利用されたのでございますが、現在はあの公園があまり公園として利用されない。市でもあの公園に対する関心度が低いんじゃなかろうか、こういうふうなことも考えるのでございます。

なお、あの公園内に民家が建てられておるということも、これも市の側としてどういうお考えになっておられるのか、市長さんのお考えをいただきたい。

なお、豊津公園も西の浜公園といたしまして、あの地区にはなければならない公園の地位にあるのでありまして、われわれの育つ時代には、この西の公園といって市民に非常に思い出のある公園でございますが、現在名前さえわからないというふうな状況になっておりますので、あの豊津公園の所有権等は一体どうなっているんだというふうなことで地元民が非常に関心を持っておる現今でございます。こういう点につきまして、どうなっておるのか御説明いただけたらと。

○市長（半沢良一君）　北下台の公園につきましては、現状をよく存じませんので、今後現場を見ました上で、御趣旨が生かせるのかどうか、検討させていただきます。

○建設課長（飯田治男君）　北下台の公園につきましては、私古いことはよく存じませんけれども、戦争中に軍の施設が公園内に建てられて、その施設が撤去されたあと、市の普通財産として管理しているようになったと思います。そういうことなので、住宅が建ったりしているんじゃないかと思います。

それから、豊津公園につきましては、これは国司神社のすぐ裏手だと思いますけれども、地主さんが二名の共有地になっておるわけでございます。以上です。

○二二番（五十嵐　昇君）　北下台公園が市の公園法として取り上げられていない。公園法の中に入っていない。こういうふうな御説明でございますけれども、昔は、非常に旧館山市民といたしましては、非常に思い出のある公園でありますし、金比羅様を中心として敬神の面の厚かったところでございます。したがいましてあの北下台公園はやっぱり公園として、館山市で大いに整備、拡充をしてりっぱな公園として一つ館山市民に利用さしたらどうかこう考えるのでございます。

市長さんのお考えを先ほどお伺いいたしましたが、いままではあ

まり手がかけられないで竹やぶぼうぼうとした状況でありますしあの公園から見おろす館山湾の景観も非常に土地の人ばかりではなくて、避暑客等にも喜ばれる。海岸線に添ったりっぱな公園になり得る。こういうふうに考えますので、北下公園につきましても十二分に一つ御配慮をいただきまして、この整備をしていただきたい。

なお、豊津公園でございますけれども、

○議長（吉田勇治郎君）　ただいま、質疑中でございますので、御考慮願いたいと思います。

○二二番（五十嵐　昇君）　そういうことで、公園の整備につきましては特に御配慮をいただきたい。

その次は、福祉社会づくりの問題でございますけれども、館山の老人ホームの問題でございます。予算書を見ましても、八九ページ民生費中の老人福祉費でございますが、多額の支出が投資されておる。また特殊老人ホームにつきましても、館山市は三分の一ぐらいの多額の費用が出ておるということでございまして、この老人ホームに収容されている館山の御老人の方が非常に少ないんではないか、市で負担している額に対して非常に少ないんではないか。

また、ごく最近の例でございますけれども、あそこの老人ホームに入所を希望してもちょっと入れない。その内容を聞いてみますと、いわゆる収容力はあるんだ。あるんだけれども、看護人と申しましょうか、そういった方々が少ないために収容できないとこういうお話を福祉課の係の方からお聞きしたのでございますけれども、せっかくの館山市に中心を持つ老人ホームでございまして、館山市民の方々が一人でも多く入所して、そして余生を全うする。こういうことが最も望ましいんではないか。お聞きしましたら、ベットは三つ、四つ余っているんだ。ところが、看護人の少ないためにあそこに入れない。こういうことで入れる日を待っておるのでございますが、せっかくの施設でございまして、ベットがあいているんだ。三人、四人は入れるんだ。いわゆる看護人の不足のために入れない。こういうことでは、せっかくの施設が利用されないということになろうかと存ずるのでございます。この点、十二分にお考えをいただきたい。

なお、新聞紙面等におきましては、特別老人収容施設を拡充すると、こういう広域圏組合の新年度の事業の予算等も新聞で報道されておりますけれども、これらにつきましても本年度予算七億九千九百三十五万四千円のうち、市町村別の負担金が六億八千四百二十万円、こういうことで館山市が二億九百二十五万七千円という巨額の割り当てと申しましょうか、受けておるような現状におきまして、特殊老人の、寝たきり老人の入所につきましても十二分に御配慮いただきまして、市民が一人でも、ことに老人の方々でございますので、一つそういう施設の拡充ということにつきまして特別の御配慮をいただきたい。

それから、プールの問題でございますが、館山小学校あるいは房南中学ともに文部省基準に上回わるところの校地、校庭を持っておると、したがって民有地買い上げでなくして、その校庭内につくれるということで大変喜ばしいことでございます。

したがいまして、ただここに心にかかる問題が、五月の中旬に着工となって、完成は大体八月だろう。こういうふうな御説明で

ございますけれども、これは多額の市税を投入することになりますので、何とか八月の初めぐらいには完成に持っていけないものか、この点を一つ十二分に御配慮願いたい。

なお、地元負担の問題でございますけれども、これは市の方が中心になって、その完成に持っていくということで、地元負担は望んでいない。こういうことでございますので、しかるべく御配慮いただきたい。

以上でございます。

○議長（吉田勇治郎君）　以上で、二二番議員君の質疑を終ります。

次、一三番林　豊君。

（一三番議員林　豊君登壇）

○一三番（林　豊君）　私は、二六ページの一款八項歳入の問題でございますが、特別土地保有税についてお伺いをいたします。

本年度は予算額一億十八万五千円となっておりますけれども、本税は四十九年からこれを始めたと記憶をしておりますが、四十九年には千五百六十万、五十年には一億二千百万余円、五十一年度には一億三百万、五十二年度が九千五百七十万となっておりますけれども、五十年度より五十二年度まではずっとこの徴収率を調定額に対して〇・八五を掛けてきたようでございます。ところが本年度はこれを〇・九〇四と約〇・五四引き上げております。滞納繰越分につきましては過去三年間〇・五〇を掛けておったものが、今年に至ってこれを〇・四と引き下げながら、現年度分におきましてはこの徴収率を〇・九〇四と引き上げたところのこの理由を一つお聞かせ願いたい。そして、このますます不況の深刻化する中で、果してこういうような税金が完全に徴収できるかどうか、この見通しをお尋ねしたいと存じます。

また、差し支えがなければ、このうちで特に大きなものを二、三挙げてこれらに対する徴収の見通しをお聞かせを願いたいと存じます。

それから、二番目でございますが、同僚議員から再三の質問がございましたけれども、支出の面で農業振興費でございます。六款でございます。本年度の予算額が千九十八万二千円となっております。昨年度に対比いたしますと約五百万円の増額とはなっておりますけれども、この振興費の最近八年間の推移を見ますと、前本間市長の引き合いを出してはまことに恐縮でございますが、四十六年から四十九年までの四年間のこの振興費に投入をいたしました予算額は締めて八千五百七十三万円となります。一年間で約二千百八十万円の計上をしております。しかるに五十年度から現半沢市長の就任以来四年間の総トータルを見ますと二千八百六十五万円、約三分の一強の落ち込みとなっております。

もちろん、幾つかの質問の中で農業改善事業、基盤整備等の終息に近い関係もありましょうと思いますが、経済の伸張率を勘案するときに、四十八年頃過去一年間に使われたところの予算が、最近におきましては四年間もかかって計上されておるというのが実情ではないかと存じます。

一体、このような考え方で、果して農業の振興が期待できるかどうか、市長の御所見をお伺いしたいと存じます。

次に、一四七ページ九款消防費でございますが、一項三目におきまして消防施設費二千九百四十二万を計上されております。これは昨年とほぼ同額であります。そのうちの防火水槽建設請負費

等といたしまして千八百余万円を計上されております。
説明資料あるいは根幹事業実施計画書等によりますと、一年間におおむね有蓋、無蓋の防火水槽を六個ぐらい建設しようとしておるようでございますが、この建設計画はどのようになっているのか。あるいはその基準はどのようになっているのか。世帯数と戸数との関係あるいは面積と戸数との割合等についてお聞かせを願いたいと存じます。また、未設置地域に対する対策はどのように考えていらっしゃるか、合わせてお聞かせを願いたいと存じます。

最後に、第四点目といたしまして、教育費中一五〇ページ十款一項三目でございますが、放送センター費でございます。

本年度の予算額は三千八百四万円となっております。昨年に比して三百六十四万円の減となっておりますが、最近におけるテレビ放送の学校における利用度あるいは効果等はどういうふうになっているか、開設以来すでに五年を数えておりますが、学校においてもかなりこれに慣熟をしてまいったと考えております。この実績に基づきまして、今後どのように利用をなさっていくつもりか。またこれが社会教育方面あるいは市長の最近提唱いたしますコミュニティづくり等への活用のために広報活動等に利用することはできないのかどうか、これらについて御所見をお伺いしたいと存じます。

以上、四点について御質問を申し上げます。

○収納課長（高山隆男君）　特別土地保有税の徴収率の関係でございますが、お説のとおり本年は九〇・四という徴収率を計上させてもらったわけでございます。土地保有税は他の税目と違いまして徴収率が不規則といいますか、なかなか困難な税目でございますけれども、ちなみに申し上げますと、これは現年度分でございますけれども、四十九年度が九七・九二％、五十年度が九〇・一二％、五十一年度が八三・二一％、三年間の平均が九〇・四二というパーセントでございました。

それで、現在の五十二年度の徴収率でございますけれども、現在八六・三八ということで金額で八千七百七十二万三千円収入してございます。これは現計予算よりも少し上回っておるという状況でございますけれども、そういうわけでこの税額についてはいろいろございますけれども、前年の滞納の方は成績が上りますと、現年度が残っていくということで、五十三年度は滞納繰越分の方の徴収率を四〇％にダウンさせていただくということで、現年度分は三年間の平均の九〇・四というものを一応の徴収の目安ということで予算計上させていただいたというわけでございます。

それで、現在の繰越分の方の徴収の状況でございますけれども、二千七百八十五万五千円の繰り越し調定があるわけでございますけれども、二月末の徴収見込みが千百二十三万四千円、徴収率は四〇・三三％でございます。

それから、現在までの大口滞納の動向でございますけれども、現年度昭和五十二年度分の土地保有税で大口の未納者は二つの法人でございます。法人の名前は遠慮させていただきますけれども一社が六百八万ばかり、もう一社が五百九十万ばかり、これがまだ現年度分で未収入になっております。

それから、繰越分の方の大口のものとしましては、四百六十万という未納の法人がございます。それから五十一年度分の保有税

で四百六十万という未納がございます。それから四十九年、五十一年で五百七十万ばかりの未納のところがございます。こういったものが現在の未納の状況でございます。

○市長（半沢良一君）　私が市長に就任して以来農業振興費が少なくなっているというお話でございます。いろいろ理由がございまして、主な理由は自然休養村事業が四十六年から五十年度にわたりまして行われました。五十年度完成いたしたわけでございます。これがほとんどその大きな理由でございます。農業振興費という科目だけ見ればそういった数字が上っていますが、農業に関係する投資ということになれば、農地費等いろいろ入れなければいけないわけでございまして、そういう意味では決して少なくなってはいないし、むしろ多くなっているというふうに考えております。

いずれにいたしましても、農業につきましては農家の御要望にほとんどすべてこたえて予算を組んできたつもりでございますが今後ともそうしていきたいと思います。

○社会開発課長（山口　一君）　一四七ページの消防施設費の関係でございますが、工事請負費千八百二万の関係は、一応予定いたしましたのは有蓋五基、無蓋一基いずれも四十リューベ程度のものを一応予定しております。

なお、これの年次計画でございますが、お示ししました根幹事業といたしまして五十三年度、五十四年、五十五年、それぞれ五十四年度については有蓋四基、無蓋三基を一応予定しております。五十五年度も同数を予定しております。

それから、この防火水槽の設置の基準でございますが、消防法につきましては防火水槽そのものの設置基準はございませんで、消防水利ということで消火栓とか防火水槽、その他河川、海、それから下水道等も含めまして消防水利と申しておりますが、その消防水利をひっくるめまして、市街地等では防火対象物よりおおむね最高百四十メートル以内に一消防水利がなければいけないというふうな基準が示されております。

なお、この消防水利等につきます未設置の地区につきましては今後も地元の皆さん方と御相談をいたしまして、設置に努めてまいりたい。このように考えております。

○学務体育課長（黒川邦保君）　一五〇ページの放送センター費につきましては、御指摘のように前年度に比べて三百六十四万六千円の減額となっております。さらに人件費とこれを除く運営費に分けてその減額を考察して見ますと、人件費に見合う額におきましては六百七十五万四千円の減となりまして、運営費においては三百十万八千円の増となっている状況にございます。

第二点は、学校における利用状況及び効果でございますが、これにつきましては小中学校におります放送センター係というものが自主的な企画によりまして、昨年の十一月七日から一週間の間においてさる学校の利用状況を小中学校とも調べました。これらの調査、アンケートの集約によりますと八四％程度の利用があることがそれらの自主的な会の調査によって報告がされております。

第三点は、今後の利用法でございますが、学校教育におきましては子供の時間、子供の日課表への位置づけ、それから学校運営日課表への位置づけを組織的に促進することによって利用効果を高めたいと思っています。

さらに、社会教育におきましては養護学級、家庭教育学級につ

いての放送が現在も利用されておりますが、これもさらに利用の促進を図りたいと思っております。

コミュニティづくりに関する広報活動に関しましては、現在市教委だより、その他の広報番組におきまして教育委員会だけではなくて、関係課の出演、広報をお願いしておりますが、これもさらに庁内全部の課が使うというような関係で、映像の広報というふうに考えてこれらの促進をお願いしたいと思っております。

○一三番（林　豊君）再質問をいたします。

第一番の土地保有税につきましては細かい説明をいただきましたので了承をいたします。

二点目の農業振興費でございますけれども、いま市長の答弁では、農業全体の予算の割合からすれば決して農業を軽視しているわけではないというふうな御発言でございます。ごもっともな御発言でございますが、私は最近八年間の農業振興費の推移を調べてみたところではいま申し上げたような結果になっておりますし一戸当たりの農家にかけられた振興費は以前で八千八百円、最近ではわずか二千三百円というふうな結果になる。これは農家戸数三千四百二十九戸によって割り出したものでございます。

ちなみに、同じ第一次産業である水産費の振興費を見ますと一戸当たりの金額は実に六万円、過去において六万円現在では漸増の経過をたどっておりまして、八万円をオーバーしておるのが現状でございます。これは現実でございますので、これらについてはどういうふうにお考えになるか。もちろん水産と農業とではその構造において、性格において違う面があるかと存じますけれども、特に本年度水田利用再編成対策が行われておりまして、県からの支出金も六十万円きております。ところが、この転作に使用したところの振興費というものは皆無の状態であります。わずかに報償金としてこれは上から下ってきたものと思われますけれども、二十七万円が現地確認ということで使われているだけであって、この一三・四％という過酷な転作をしている中で、また基盤整備事業を行った地区ではさらにそれを一〇％上回わる加算を強制をされております。これをもし消化できなかった場合には、来年度またその消化不足額に対してペナルティをかけるというふうな非常に過酷なことまで言われている。実に一方的、農家にとっては非常事態であろうと私は考えますが、こういうときにこそ、市長は振興対策について農民の意を体してお考えになる必要があるんではないかというふうに私は考えますが、

（「そのとおり」と呼ぶ者あり）

この点につきまして、再度御質問を申し上げます。

転作をした農家の心境に思いをいたして、もう少し考える予定はないかというふうなことをお尋ねしたいと存じます。

それから、消防のことでございますけれども、いま答弁によりますと、消防水利というものは直径百四十メートル以内においてなされているのが好ましい状態だというふうなことでございますけれども、もちろんこれは町の中と過疎地帯の農村等では大いに差があるかと存じますけれども、いま水道等を引き合いに出されておるようですが、未設置地域の中には館野、九重というところには水道もございません。したがって消火栓もない。冬になれば滝川とか、平久里川とかいうふうな川は枯れてしまうというふうな状態で百四十メートル以上の遠いところに防火用水しか持って

ないという地区がたくさんあるかと存じます。

こういうようなことから、こういう水道もない、未設置地域であるというふうなところにどういうふうな指導をなさったらよろしいか。また、こういう指導をなさる場合に、その地元の負担金あるいは寄付金等についてはどういうふうにお考えになっているのか。その率とか、額等についてお聞かせ願いたいと存じます。

以上、二点をお伺いいたします。

○市長（平沢良一君）　転作農家に対する予算措置をというお話でございますが、現在農業委員会あるいは農協の理事、役員方あるいは直接に農業協力員の方々とか、直接に農家の方々といろいろと各地で話し合いを続けている段階でございますので、その話し合いの中でいろいろ御希望が出ると思いますので、そうした御希望を取りまとめた上で、しかるべき対策を立て予算措置をいたしたいと考えております。

○社会開発課長（山口　一君）　消防水利の関係でございますが、確かにお話のように未設置の地域が相当あるわけでございまして、また基準に適合しない地域が相当数見受けられるわけでございます。本来でございますれば、当然設置を積極的に進めなければならないわけでございますが、一応財政的な事情等もございますので、地元の市民の皆さん方と御相談を申し上げまして設置に努めてまいりたい。このように考えております。

なお、地元負担というお話でございますけれども、従来、現在までの一応慣例といたしまして、自発的な寄付として六分の一程度のものをいただいております。以上です。

○一三番（林　豊君）　ただいまの御答弁で大体了承いたしました。

第二点目の農業の振興費でございますが、市長の御答弁を期待いたしまして、これは質問を打ち切りたいと存じます。

それから、防火用水の件でございますけれども、この間、私の方で消防の新しいポンプを買った際に、非常に防火用水から遠い位置まで消火をしなければならねというふうなたてまえから、皆さんのところから寄付を集めるというふうなことになって、三百メートル以上のホースを買わなければならぬというふうな羽目に落ち込んだわけでございますので、非常に機械を購入するときも余分なものを買わなければならぬというふうなことにも相なっておるわけでございますので、これらの地区の指導についても考えていただきたい。

寄付金になりますと、一八番議員さんのお小言をちょうだいすることと存じますけれども、農村部でございますので、ある程度のものは引き受けたいと考えておりますので、御指導をお願いしたいと思います。

以上申し上げまして、質問を終ります。

○議長（吉田勇治郎君）　以上で、一三番議員君の質疑を終ります。

次、九番議員鈴木　稔君。

（九番議員鈴木　稔君登壇）

○九番（鈴木　稔君）　私は、次の二点について質問いたします。

一点目は、ただいまの林議員の質問と重複するかもわかりませんが、一応御質問申し上げます。一一五ページの農業振興費でございますが、これに関連した水田利用再編対策費について御質問申し上げます。

現在の農家が最も深刻に考えておるのが、この水田利用再編対策事業による転作問題でございます。こんな重大な問題を抱えておるにもかかわらず、市ではこれが対策費として全く予算に組まれていないのでございますが、これはどうしたことか、お伺いをいたします。

最近、県内においても八千代市、印旛郡白井町を初め十三市町村においては転作奨励金の上乗せあるいは種代の助成等をすることになっておるそうでございます。また、県外においても茨城県の十四市町村、山梨県の九市町村、その他岩手、石川、福島、滋賀、鳥取、新潟、山形、鹿児島の各県及び京都府、他の市町村でもそれぞれ奨励金の上乗せ、また野菜の価格保証施策、種代の助成等をなされておるそうでございます。館山市ではこのようなことは考えていないのかどうか、お伺いしたいと思います。

また、一般農家がこの転作について、転作の品目の選定に非常に現在苦労しております。大豆や麦をつくる計画も採算的に合わないし、また露地野菜等をつくっても価格の暴落という非常に不安があるわけでございます。そういうわけで、このままに野放しにしておきますと、おそらく一般農家は形だけの転作になるか、あるいは転作をやめて稲をつくるか、いずれかになろうかと思います。

真剣に転作を考えることになりますと、やはり労力と資本のかかる施設園芸ということになろうかと思いますが、これもなかなか大変な仕事でございます。ビニールハウス一つ取り上げてみましても、安いものでも十アール当たり資材費だけでも百万円はかかります。農家の労力不足を補うようなハウスでございますと二百万から二百五十万ぐらいはかかるわけでございます。そういうわけで、農家もよいことはわかっておってもちょっと手が出ないのが現状でございます。

そこで、国では地場野菜生産流通対策事業として助成措置がとられております。また、県でもこのような補助事業として新年度の当初予算では間に合わないので、補正予算で予算化するように進めておると聞いております。市といたしましてこのようなこともお考えになっておるかどうか、合わせてお伺い申し上げます。

次に、一六七ページ二目公民館費でございますが、報償費が本年度は八十七万五千円に対して、五十三年度は七十一万六千円と減額されておりますが、この理由についてお聞かせ願いたいと思います。よろしくお願いします。

○市長（半沢良一君）　水田転作に対する対策費というお話でございますが、先ほど林議員さんにもお答えしましたように、いろいろ末端の方で話し合いを煮詰めている段階でございますので、そうした話し合いの中からいろいろの御要望が出てくると思いますので、それを受けまして、検討いたしまして、しかるべく対策を講じたいと考えております。

○農水産課長（佐野甲子郎君）　転作作物の選定に当たりましてはいままでの実績で転作しているものが適当と考えられますが、現在農業改良普及所の方で適当な、館山市に合った転作作物についての相談をいたしているようなわけでございまして、その結果に基づいて奨励作物をきめてまいりたい。このように考えております。

○社教文化課長（川名　備君）　一六七ページの公民館費の報償費

の減額の件でございますが、約十万これは従来行っておりました公民館主催の夏季講座でございます。近来、テレビとかいろいろなそういったものの普及、そうしてまたいろいろな研究会等各方面で持たれまして、従来行っておりましたいろいろなそういう有意義な話を伺う機会が多くなったということと、いま一つそういった会を、講座を設けましても、大変会員を得るのに骨が折れてまいりましたというわけで、しばらく休むと申しましょうか、模様を見ようということで、来年度模様待ちということでその分が十万ほど減額になっております。

○九番（鈴木　稔君）　ただいま、市長さんは今後関係者と相談、話し合いの中で検討したいということでございますが、もうすでに水稲の種まきも一週間か、十日後にひかえております。いまここで早速やっていただかないと農家の方々は不安で困るわけで、おそらくこの転作も協力しなくなるんじゃないかと考えられます。

　現在のところ、市からおろされた数字は各農家組合長によりまして、個人におろされておるわけでございますが、農家組合長がおろしたから仕方がないから受けましょうということで受けておるわけでございます。そういうわけで、これは別にこれに協力する、しないには罰則のあれがないそうでございますので、おそらくこのままおいたならば、転作も取りやめるものも相当多く出るかと思いますので、その点、早速話し合いしていただけるかどうか、お聞かせ願いたいと思います。

　また、公民館費の方でございますが、ただいま夏季講座をやめるということでございましたけれども、その他にも成人講座の講師謝礼と、それから公民館行事の賞品代もやはり減額されておるわけでございます。これもやはりいままでのあれをみても非常に少ない額なんですよね。公民館の分館が十館ございますから、賞品代を一つ例を挙げてみますと、十五万でございますが、これを十館で分けますと一館当たり一万五千円ということになるわけでございます。そういうことで非常に少ない額だと思うんです。各分館長さんあたりも非常に少ないので、事業をしたくてもできないんだという意見の方が多いようでございます。私も過去に一年ばかり経験さしていただいたわけなんですが、本当に事業費がなくて、控え目、控え目で事業をやって、結局三月の年度末にいって余ってしまうのが現状でございます。これをもう少し大幅に引き上げてもらえれば公民館長さんも年度初めから事業がスムースにできるんじゃないかと思うんですが、この点いかがでしょうか、御質問申し上げます。

○農水産課長（佐野甲子郎君）　話し合いの機会につきましては、議会が終りましたら早速。

（「種はどうするんだ」と呼ぶ者あり）

○社教文化課長（川名　儀君）　御指摘のように、賞品代あるいはそういった報酬費の関係が少ない。もっとふやせないかということでございますが、実はこれを出しますときに、分館長さんの会議を開きましていろいろ協議をいたしました結果、本館の講座のコースとしましては十二講座を予定しようということで三千円クラスの講師の方を五回ということ。また分館では各分館二万五千円を予定しましてそれが十館分、そういうことで組んだわけでございますが、来年度、過日館長会議を開きまして相談いたしたわけでございますが、なるべく分館の自主活動を推進しようという

ことで分館独自に講座等持って、分館単位のサークルの活動を盛り上げていくということで、賞品代も結構だけれども、そういう講座の方に力を入れていったらいいんじゃないかという、そういう意見が出されております。

御指摘のように、確か予算の方が少ないわけでございまして、来年度大いにまた善処したいと思っておりますので、よろしく御了承いただきたいと思います。

○九番（鈴木　稔君）　公民館の方はわかりました。またよろしくお願いしたいと思います。

それから、ただいま農水産課長さんは議会の終了後といいますが、議会は二十七日に終わるわけでございます。二十七日というと早い人は種をまきます。そういうことで、議会の終了を待たずこれはお願いしたいと思います。

それから、補助金でございますが、国の地場野菜生産流通対策事業でございますが、これは何の補助金も同じでございますが、非常に制約があるわけでございます。転作三〇％したものだとかまた面積的にも一定の面積、集団しなければいけないということで、なかなか館山のような小さなところではこのワクにはまるのがなかなかむずかしいわけでございます。こういうことで県の方でももう少しそれを緩和した小規模な集団でも補助金出しますよということで準備を進めているようでございますが、なかなか県の方も財政が苦しいと思いますので、さらに市としてもこうした小規模の転作についてもお考え願いたいと思うんですが、その点いかがでしょうか、お伺いいたします。

○農水産課長（佐野甲子郎君）　ただいまの御質問につきましては受益農家と話し合いしましてやってまいりたいと思います。

○議長（吉田勇治郎君）　以上で、九番議員君の質疑を終ります。

次、一六番安西益男君。

（一六番議員安西益男君登壇）

○一六番（安西益男君）　通告申し上げました点についてお聞かせいただきたいわけですが、五十三年度一般会計予算の歳出全般にわたっての負担金、補助金についてお聞かせいただきたい。

これはそれなりの理由はあって支出されておるということはわかるわけでございますが、かなり負担金については問題視されている面もあろうかと思います。この点につきましては、前市長は厳しく対処したというふうにも聞いておりますが、また大変むずかしい問題等もあると思います。

特に、この厳しい財政事情にあるという今日、上部の行政機関からの割り当て的な負担、さらには他の自治体との連帯という立場から必要性に応じて負担されておる。なおまた、市の独自の行政面から判断して支出されているという面もあるわけでございますが、各部にわたって特に負担金の場合は非常に、二百二十の機関に及んでいると、金額にしても相当な額を占めるのではないかと思いますが、なおまた、市のサイドではそれぞれの組織を育成しようという意味から、これまた別に考える点もあろうかと思いますが、上部機関また他との交際的な支出については、そういった点については十分チェックし、検討し厳しく対処していくという姿勢、これは一段と強く望んでまいりたいと、こういうふうにお願いするわけですが、中には首をかしげるようなもの、こういったところも出さなければいけないのかなというような点も見ら

れるわけですが、なおまた、補助金支出についてですけれども、決定に対してはどのようにチェックし、どのように経過を経てきめられていくかというそういった点もお聞かせいただきたいわけですが、本年はこの補助金も口数もふえておるわけです。

そういった面で、特に地元のそういった各種な建設的な団体あるいは福祉団体等についてはこれは十分配慮していただきたいということは強くこの点も願いたいわけですが、いずれにしても相当なやはり問題点として、すっきりした形でこういった相当額のものをきめていただきたい。こういうわけでございますが、こういった扱いに対しても審議機関を設置して十分検討し、そうして対処していくという、こういった姿勢が大事ではなかろうかというふうに考えますので、この点につきまして当局のお考えをお聞かせいただきたい。そう思うわけでございます。

次、六三ページ総務費六目企画費の中の委託料この点は先ほど五十嵐議員からも質問があったわけでございますが、二百八十万海岸線の観光開発について民間のコンサルタントに診断を受けるということですが、あらかじめの計画、つまり館山の観光開発の大体の目安というような、位置づけというふうな面からお考えされてコンサルタントに診断してもらうということか、まるきりそういったものがないままにするのかといういずれか。どんな上から判断されたかということでお聞かせいただきたいわけでありますが、それでですね、いつから開始し、いつ頃終了するか。そのコンサルタントの結果について、その計画を着手していく時点はいつ頃と決めておられるか、そういった面も当然考えておられると思うわけでございますが、この点についてもお聞かせいただきたい。

次の六四ページ、同じく総務費七目の防災対策費備品購入費として二百二十三万九千円、これは防災用の浄水機というように存じ上げるわけですが、この内容についてお聞かせいただきたい。

次の六六ページ、同じく総務費八目の交通対策費ですが、この工事請負費千九百万余、大体道路整備ということが主体になろうかと思いますが、実質的に交通対策に対する面はどのように対処しているか。ガードレールとか、照明灯とか、カーブミラーそういった点の内容をいま少しお聞かせいただきたい。このように思うわけでございます。

次の一三〇ページ、商工費三目観光費の報酬この点もどなたか触れていらっしゃると思いますけれども、観光事業審議会委員の報酬、この点につきましては通告質問の折にもちょっと触れたわけですが、説明では昨年観光協会解散してからいまもって審議会開いておらないということでございますが、館山の置かれている立場、またとにかく観光開発という占める役割という面からすれば、大変長い期間審議会を開かれていないという点については非常に問題点があるんじゃないかというふうに考えるわけですが、この点についていま少し前向きな内容の充実した姿勢で臨んでみようという、そういった一つの方向づけを願いたいわけですが、いま少しその点等についてもお聞かせいただきたい。

同じく一三〇ページ、商工費三目の観光費これは印刷製本費で百七十万四千円、昨年と同じように宣伝用のポスターとか、チラシというような面になろうかと思いますが、本年度はどのような内容で計画されておりますか。これもお聞かせいただきたいわけ

です。

最後に、一三二ページ商工費同じく三目観光費補助金、これももうすでに前者によって質問されておりますが、補助金についての立場から、なおいまもって組織が樹立されていない。それはどういうわけでまだ組織の完備ができないのか。もちろん市長が観光協会長という立場で努力はされておりましょうことは十分わかりますが、非常に何か問題点があるのかどうか。そういった点を一つお聞かせいただきたい。

以上の点について、よろしくお願いいたします。

〇市長（半沢良一君）　負担金と補助金について審議会のようなものをつくって審議したらどうかという御意見のように承りましたが、負担金につきましては県下の市長会あるいは安房郡内の市町村の審議会がございまして、一応それぞれ審議を経た、承認を得たものをやっております。予算化しております。

補助金につきましても、やはり従来補助金を出しておりましたところ、その補助金の効果が十分上っているもののみを現在補助金を差し上げているわけでございます。その他あるいは県の、国の仕事に伴って地元でいろいろ漁業組合とか、そういった半公的な団体が行う場合に、国や県の予算に対して市が補助する。そういう形で行われておりますので、補助金のむだ遣いというようなものは一切ないと確信をいたしておりますので、現在のところ、こういう審議会まで設けて御審議をいただく必要もないんじゃないか、現在はそう考えておりますが、もしこういうことが問題になるようなことがございましたら、その際には、やはり審議会といったような機関を設けることも必要かと思います。

〇市長公室長（小倉澄男君）　第二点の海浜公園のことについてお答え申し上げます。

これについての方向等は、先ほど市長から説明がございましたとおりでございます。なお、その時期、いつ頃これを着手して、いつ頃からやるのかというようなことでございますが、これは予算議決次第、早速これにつきまして診断をいたしまして、でき得る限りの早い機会にこの結果をいただきまして、それをいろいろな機関に諮りまして検討、行政の上に反映させてまいりたい。こういうふうに考えております。

〇社会開発課長（山口　一君）　六四ページ防災対策費について備品購入の関係でございますが、内容といたしましては災害用の精密ろ水機、それと超短波の現在使用しております無線機を三基、その他防災用の小型テレビこれの購入を一応予定しております。

それから、六六ページ交通安全対策費の十五節工事請負費関係でございますが、一応予定しておりますのは歩道二カ所、これは市道二十五号線と、それから海岸通りの歩道設置でございます。ガードレール四百メートル、カーブミラー五十基、道路照明三基、区画線八千四百メートルその他を予定いたしたものでございます。

〇商工観光課長（中村正雄君）　観光事業審議会の関係でございますが、観光審議会の観光資源の保護あるいは育成並びに開発の重要事項についてということでございますが、今後につきましては広い意味での解釈によりまして、お願い等はいたしてまいりたいというふうに考えます。

次の印刷費の関係でございますが、観光パンフレット二万五千部、里見史跡めぐり五千部、ポスター千枚、リーフレット三万二

千、以上でございます。

○一六番（安西益男君）　審議会はいまのところは考えておらないようでございますが、いずれにしても慎重にお願いしたいということでございますが、県内の市長会等で諮っていろいろとお話されておるようでございますが、全国市長会、千葉県市長会、全国市長会では四十一万二千円、千葉県の市長会では六十八万七千円、県内の方は一応多いことになっておりますが、そういった点の非常にいろいろあろうかと思いますけれども、また市独自で負担金をされておるところもあるわけですが、こういった点は、ただ出さないようにするということでなく、育成する意味でもまだまだ建設的な、また育成していくという面からのそういった面もあろうかと思いますし、また補助金等も相当なまだまだそういった建設的な、あるいはもっともっと育成すべきそういった団体等もあるわけでございますので、こういった点もやはり十分な公平なやはり検討されていくには、審議会というものを設けるべきではないかというふうに考えておるわけでございます。今後の成り行きによって十分お考えいただきたい。このように思うわけでございます。

それから、これはわかれば教えていただきたいんですが、負担金の支払い先が二百二十、額にしますと相当の額だと思いますがこれが大体どのぐらいの額を占めているか、わかれば教えていただきたい。知りたいということですが、補助金も合わせて。めんどうならば結構でございます。

そういった点で、しばしば補助金、負担金について議会等でも問題視されておる面もありますので、十分今後成り行きによっては審議会等も御検討いただきたい。このようにお願いするわけでございます。

次の、コンサルタントの診断結果はなるべく早い期間ということでございますが、こういった計画はこちらである程度いつからいつまでというふうにきめてかかるという積極的な姿勢、対処これが大事ではなかろうか。あちらまかせということでなくて、こちらからいろんな希望、地元として観光的にどういうことを中心に、どういった面を効果的にという一つの希望と同時に、そういった全体のもとに専門的な、またそういったコンサルタントに診断も必要になってくるわけでございますので、そうした点で、いろいろな館山独自の見方もありましょうし、あるいはまた広域的な面から館山の観光の位置づけといいますか、そういった面。また館山のシンボルとしてはどんなふうにといういろいろな各種のこれからの計画等も立てていかなければならないと思いますし、そういった点で、これがあちらの都合では、なるべく早い時期といっても皆目見通しもわからない。こういうことでも困りますので、この館山の観光については市民ひとしく、また大きく望んでいるわけでございますので、もっともっと一つ具体的なそういった面の対処の仕方についておわかりになりましたら、その点もお聞かせいただきたい。

次は、六四ページこれは大体わかりました。

それから、交通対策費等もこの状況わかりました。

それから、観光面にもうちょっとお考えいただきたいわけですが、今回は昨年より以上にポスター、印刷物が多く使われるようでございますが、先般の通告質問等にも申し上げましたように、

宣伝はするけれども、内容はなんか心細いという状況がしばしば見られるわけですね。そういった点のないように、ポスターに全くそのとおりだったという、観光のお客さんが来てなるほどというようなそういった対処、受け入れ体制それを十分対処していただきたい。このように思うわけですね。

それから、審議会のあり方、これは広い範囲といいますか、広い意味ということのようでございますが、目の前のことからやはり着手していく、漠然として広いという意味ではちょっと理解できませんので。なおまた、いまシーズンを迎えてこの審議会のあり方という点には、もっともっと積極的に対処していただかなければという感を深めるわけです。言いようによっては怠慢ではないかという面も感じられるわけです。時期が時期だけにそういった面に、館山の観光について特にこういった専門的な観光事業審議会が対処していただく姿勢を強く希望していきたい。こういうふうに思いますけれども、その点等いま少し詳しくお聞かせいただきたい。

それから、観光協会のことなんですけれども、これは大変むずかしいんでしょうか、いまもってこれがはっきりした形になってないということはどういうことなのかということで、これはまたいろいろな関心が高まっているわけですが、むずかしい面もあろうかと思いますけれども、やはり館山の本当に観光ということになれば、まず観光の一番大事な部門である観光協会がまだ内容が充実されてないということは、大変一つの大きな問題点ではなかろうかというふうに思いますが、この点についても今後また現在どんな状況で、いつどのようにということがおわかりになればお知らせいただきたいし、なお観光協会のメンバーといいますか、役員これはもちろん市長が観光協会長ということでございますが観光協会の役員の中にも市の職員が含まれておるというようなことも聞いておりますが、そういった点はどうか、一つ現段階の状況をお聞かせいただきたい。

○市長（半沢良一君）　コンサルタントの件でございますが、館山市の今後の観光のあり方を、私は海浜リゾートタウンというふうな性格づけをいたしまして、それにふさわしい受け入れ体制をつくれるような施設を、どんな施設をしたらいいのかというようなことで研究をしてもらうように話をいたしまして、それで大体幾らぐらいかかるかということで二百八十万という予算を組みましたので、これが認められましたときは早速四月から契約をいたしまして、少なくとも十月いっぱいには、できれば九月から十月初め、遅くとも十月いっぱいまでには結論を出していただきまして、できる限り早く来年度の、五十四年度の予算に執行できるようなそういう方向で実は考えておるところでございます。

○一六番（安西益男君）　いま、市長さんの御回答ありましたように、そういった点でよろしくお願いしたいわけです。

観光協会のことでさっきお尋ねしたわけですが、お返事がないんですが、聞きましてから、私になるわけですね。

○商工観光課長（中村正雄君）　協会の役員組織の中に市の職員が入っていることについての問題でございますが、今回、昨年の暮に再発足いたしました協会の機構的な内容の検討につきまして、他市町村の協会の規約等約四十数件取り寄せまして、その中で種々検討いたしたわけでございますけれども、その場合のほかの十

二、三の市におきましても、やはり市の職員あるいは市会議員の方、こういった方たちも協会の中に入っておる。中にははっきりと会長は市長の職にある者、こういうふうな表示等も行われておるわけでございます。そういった観点から、今回差し支えないということで判断をいたした次第でございます。

○議長（吉田勇治郎君）　ただいまの発言は一回と認めないこととといたします。

○一六番（安西益男君）　それはいいか、悪いということではなくて、もしそうだとすると、市の行政の中に、観光協会の中にいろんな問題を持ち込まれる心配はないかということ。それから行政面の仕事の面がある程度取られるんじゃないかというそういった心配点等を考えますので、他市でもやってるということになれば結構でございますが、そういった点どうしても大事な市の立場に職員の方にしてもあるわけですから、結局仕事の面の、行政面のこともやはり時間的にはあるいはいろいろの面でそちらに持っていかれるということになりますと、市の立場でマイナスの面が出てくるんじゃないかということの心配をしているわけですが、いいとか、悪いということではなしに、それがなおかつ兼務していればいいんだということになれば別だと思いますが、そういった点十分対処されて今後の観光の発展、さらには観光協会の充実したそういった一つ、何べんも申し上げますように、非常に観光協会のあり方については、内容については関心が持たれておりますので、その点をお願いしたいわけですけれども、これはいつ頃観光協会が健全な姿で発足するか、その点を一点だけお聞かせいただきたいと思います。

○商工観光課長（中村正雄君）　ただいまの観光協会がいつ頃新しい姿で発足するかというようなことでございますけれども、現状の中では、規約の中にございます商店街の方たちが正会員として入ってきておらないわけでございますけれども、規約の中では正会員となる資格はあるわけでございますので、やはり館山市の観光というものを考えた場合に、商店街の方たちに加入をしていただいて、商店街のいろいろな考え方等も反映させていただくということが最も理想的な姿であろうというふうに考えますので、できますれば今年度、五十三年度の総会時点、これは毎年五月に行われるわけでございますけれども、それまでの間、できるだけ話し合いを重ねまして、極力完全な姿に持ってまいりたい。このように考えております。

○議長（吉田勇治郎君）　以上で、一六番議員君の質疑を終ります。

暫時休憩いたします。

午後四時四十八分　休　憩

午後五時四十七分　再　開

○議長（吉田勇治郎君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

会議時間の延長

○議長（吉田勇治郎君）　お諮りいたします。

本日の会議時間は議事の都合により、これを延長いたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田勇治郎君）　御異議なしと認めます。よって、会議時間は延長されました。

暫時休憩いたします。

午後五時四十八分　休　憩

午後六時　七分　再　開

○議長（吉田勇治郎君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

次、八番議員松下正己君。

（八番議員松下正己君登壇）

○八番（松下正己君）　昨日は八時まで、本日は十一人と大変お疲れのことと思いますが、あと余すところ三人の方たちとなりましたので、もう少しのごしんぼうと、よろしく御協力のほどをお願いいたします。

通告しておきました次の二点に限り質問いたしますので、明確にして、さらに適切な御答弁をお願いいたします。

一三二ページ七款商工費三目観光費中観光協会補助金五百九十万の内容について御説明をお願いいたします。

次に、一四〇ページ八款土木費五項都市計画費四目公園費館山運動公園の負担金二千五百万が計上されておりますが、計画の内容についてお尋ねします。

以上、二点でございますので、御答弁により再質問をいたしたいと思いますので、よろしくお願いします。（拍手）

○商工観光課長（中村正雄君）　第一点目の一三二ページの観光協会に対します五百九十万の補助金の内容でございますが、補助対象は御案内のように館山市観光協会でございます。一昨年まで三百七十五万ということで補助金を計上いたしておったわけでございますけれども、その後におきまして広告宣伝費につきまして十五万、さらに昨年の四月以降におきまして観光案内所を含めまして観光協会も自主的に協会運営をするというようなことに伴いまして、案内所の職員を引き上げて、協会独自の職員を採用して案内業務を行わせるというようなことから、それに対します財源としての二百万をお願いしたわけでございますけれども、五十二年度と同様の五百九十万を計上いたしたわけでございます。なお、今回の補正におきまして二百万を減額いたしたわけでございますけれども、御案内のような協会状態の中で職員を採用することができませんでしたので、それらの関係で二百万を減額いたしたわけでございますが、五十三年度につきましては、新たに職員を採用するという計画でおりますので、同額を計上いたした次第でございます。

○建設課長（飯田治男君）　谷藤原の運動公園につきまして、総体的な施設の内容につきまして御説明申し上げます。

体育館、管理事務所、野球場が一面、多目的グラウンド一面、テニスコートが四面、バレーコート四面、遊戯コーナー並びにアスレチック、汚水処理場、調整池、園路、駐車場、便所等が主な事業でございます。

来年度の工事につきましては、調査費といたしまして、造成設計、調査測量を実施いたすわけでございます。工事の方では防災工、敷地造成工、調整池等の工事を行いまして、総額九千万円に対しましてその四分の一と、それから単独事業といたしまして道路の横断排水路五百万、これにつきましては二分の一の負担金ということで、計二千五百万の負担金を計上したわけでございます。

○八番（松下正己君）　観光費総額二千六百八十二万五千円の約四分の一に相当する額五百九十万の観光協会の補助金をうたってご

ざいますが、五十三年度計上額はいまの課長さんの説明でよくわかりました。

ただ、私は安房地方を訪れる観光客の数も、五十二年度におきましては八十四万人減という安房支庁の調査結果も近々ある地方紙によって報道されております。この事実を真剣にとらえて、市長のおっしゃる自然との調和を十分配慮した観光館山、多季型観光地に脱皮するために、観光協会事業の占めるウェートは非常に重要なものであると思います。今後しっかりとした考え方の中で観光協会事業というものを推進していかなければ非常に問題がそこにあるんではないかと思います。

そこで、この点につきまして、会長でありますし、市長でございます、一つ市長さんに抜本的なこの問題についてのお考えがございましたら、一つお聞かせ願いたいと思います。

次に、館山公園でございますが、近々何かと運動環境整備というものが非常に行き届いてきたように目立ってまいりましたが、体力づくりの拡充はよくわかります。きっとりっぱなものができ上ると思いますが、体力施設に併設しまして、館山青年の家とか青少年健全育成施設を建設するお考えはございませんか。また他地域より来館し、合宿をしながら体力づくりをしていくようなロッヂというか、合宿所のような宿泊施設の建設を考えてはいないでしょうか。と申しますのは、正直のところ、館山市の青少年は合宿研修の場がないという悩みを持っております。他市においてはこのような事業を前向きにしておりますが、コミュニティも結構でございます。まず、その土壌づくりに貢献するような市長の御見解を一つお聞きしたいと思います。

○市長（平沢良一君）　観光協会と市の観光行政とはこれは一体となるべきものでございまして、言わば観光協会は市の観光行政の手足となって働いてもらう、そういう性格であるべきだというふうに考えております。そして同時に、観光協会自体が業者の集まりでございますので、業者自身の独自性を生かしながら、市の観光行政とタイアップしていく。そういうあり方でなければいけないと思うわけでございます。

そういう意味で、私は市の観光協会長を兼ねましたことは、観光協会の内紛等もありまして、それを再建するための手段でもございましたけれども、私が観光協会長になることによって、そうした市の手足となって働くという、そういう観光協会の性格をはっきりさせたいという気持もあったからでございます。

市の観光行政のあり方といたしましては、先ほど安西議員さんの御質問にお答えしましたように、いろいろ今後の成田空港の開港とか、あるいは東京湾横断道路の完成とか、あるいは国道一二七号線の改修とか、そういった点から考えまして、館山市が大きなリゾートタウンにならなければならない。それも海洋性のリゾートタウンであるべきだという考え方からコンサルタントに依頼いたしまして、具体的にどんな施設をやるべきか、検討いたしているわけでございます。市の行政と相まって、観光協会が今後大いに館山市の観光発展のために尽くしたい。このように考えておるわけでございます。

それから、運動公園の建設に伴いまして、合宿所あるいは青年の家といったようなものをつくらないかというお話でございましたが、館山市内の青少年のためには小中学校の統合とからんで、

そういうことを検討いたしたいと考えております。
　館山市以外の地区から来て館山運動公園を利用する方々のためには、そうした専門の施設をつくるよりも、むしろいまの民宿が通年型が大変ふえておりますので、そういうところを利用してもらうことが館山市の観光といいますか、民宿の発展のためにいいんじゃないかというふうに考えているわけでございます。
　青少年の家は、館山市在住の方のみを対象とする青少年の家をつくりたい。そんなふうに考えております。

○八番（松下正己君）　非常に中身も、また事情をよく踏まえた御答弁でございます。いまの御答弁で納得いたしました。
　今後とも、質疑は簡単にして正確、また要領よく行いたいと思いますので、ここにお互いの協力をお願いいたします。（笑声）

○議長（吉田勇治郎君）　以上で、八番議員君の質疑を終ります。
　次、一七番石井武敏君。

（一七番議員石井武敏君登壇）

○一七番（石井武敏君）　私は、通告してございます四点にわたり質問したいと思います。
　一つは、予算は一七ページの第二表地方債の道路整備事業についてでございます。二つ目は、二款総務費交通安全整備請負費であります。三番目は、八款五項都市計画費中緑のマスタープランの作成についてであります。四番目は、三款三目老人センター施設の拡充についてでございます。
　第一点目の地方債についてでございますが、これは臨時地方道整備事業債による道路新設改良計画でございますが、これは国の五十三年度の地方財政計画と相呼応したものであろうと思われます。五十三年度の地方財政計画の項には次のようになっております。すなわち「地方単独事業についても公共事業と同様に大幅に増加する見込みであるが、これに要する財源についても地方交付税及び地方債の許可を通じて十分な手当てをする予定であるが、さらには一般行政経費についても極力抑制をしてこのための財源の捻出を行い住民福祉の充実を図る見地から緊急度の高い事業の積極的な実施に努めるべきである。なお、本年度においては臨時市町村道整備事業及び臨時都道府県道整備事業を統合して、臨時地方道整備事業として別ワクで四千億の起債を充当する」等とあります。
　施政方針にも示されましたこの地方道整備事業債は、前年度におきます臨時市町村道整備事業と臨時都道府県道路整備事業が統合されて別ワクで設けられている起債による事業でありますが、市長はこの事業を地域の要望にできるだけこたえ、実情に沿った整備を促進していくというようにこの事業を説明しております。この臨時地方道整備事業をどのように住民の要望に対応させていくのかという観点から質問いたしたいわけでございます。
　まず第一点は、この起債の運用はどのような条例で運用されるんでしょうか。私はこの地方債による道路計画が市道に準ずる道路に関して適用がどの程度できるかということを知りたいわけであります。また、道路問題は先般来さまざまな角度から、住民からの要望が切実なものがありますので、私はこの道路計画の持つ柔軟性をお聞きしたいわけでございます。
　次に、交通安全対策につきましては、先ほど来質疑がありましたけれども、私は先ほどの質疑と継続的に関連させながら御質問

したいと思います。
　私は、これらの安全対策施設が効果的な場所に設置されて、本来の目的を果すことを望んでいるものですが、そのために質問をいたしますが、交通安全上危険な場所をチェックしたり、あるいはパトロールをしたり、あるいは交通災害から人命を守るといういわゆる交通安全に類する仕事をしているのは、市の交通係を初めとして警察の交通課、また交通安全協会等々でありますが、このへんの横の連絡はどのようになっておるんでしょうか、また定期的に連絡会等をもっているんでしょうか。この点をお聞かせ願いたいと思います。
　さて、第三問目でございますが、この緑のマスタープランでございますが、この計画は初めから国が総合的に計画をしていこうというプランであるように思われます。つまりこれは国から依頼のあったプランであると思われます。ですから、当市として自主的な要素の少ない計画であるようにも受け取れます。
　これは、五十三年度における基礎調査費を市で予算化して、そうして明年度からは、先ほどの質疑でありましたように、県でマスタープランを作成するというように、おそらく県でマスタープランを作成する。その費用は国からまかなわれるように私は受け取っておりますが、そういう点から見ても、この計画を進めるための趣旨から見ても、当初から国の費用でやるのが本則であるように受け取れます。この点の見解を明らかにしていただきたいと思うわけでございます。
　次に、老人センター費についてでございますが、これは本年度の老人センターの施設改善の主眼をどこに置いておられるか、お尋ねをしたいと思います。
　以上四点、よろしくお願いします。
○財政課長（山田俊康君）　起債の関係でございますが、起債はどの条例でという、条例というのではございませんで、現在地方財政計画の中に示されております地方債計画、それと地方債を発行するに当たりましては、許可というような制度を通じて行われております。
　なお、臨時地方道整備事業ということでございますが、地方道は都道府県道それから市町村道ということでございます。五十三年度の詳細な許可方針等はまだきまっておりませんが、五十二年度のもので申し上げますと、市町村道のうち重要な一、二級市町村道を重点にということでございます。なお、将来一、二級市町村道に昇格する見込みのあるもの等についても利用してもいいということでございます。現在ですから、市道に認定されていないものまでも含むということではございません。
○社会開発課長（山口　一君）　交通安全対策関係についてお答えいたします。
　交通安全上の危険個所のチェック関係でございますけれども、一応交通安全を図る機関といたしまして、安全協会あるいは警察、市並びに県の土木関係、それから国鉄等ございますか、私ども不定期ではございますが、常時連絡をとりまして、有機的な連携のもとに危険個所のチェックあるいはそれに対します措置等を実施しておるつもりでございます。
○建設課長（飯田治男君）　緑のマスタープランにつきましては、あくまでも地方都市におきましては、現存している緑を確保して

いこうということが一番の目的でございます。五十三年度で基礎調査を行いまして、五十四年度これは県でマスタープランというものは作成するわけでございますが、あくまでもこれは地元の都市と協議をしながらプランを作成するということで、緑のマスタープラン策定要綱というものもできておりまして、そういうふうな指導方針でございます。

○福祉事務所長（越路良夫君）　老人福祉センターの関係について申し上げますが、快適な利用ということを配慮いたしまして、五十三年度は大広間九十畳ございますが、この九十畳のたたみの表がえあるいは建物の保全等を配慮いたしまして、現在のあの建物屋根の塗装あるいは利用者の便を考えまして自転車小屋の配慮そのへんを考えております。

○一七番（石井武敏君）　再質問はなるべく簡素にしてまいりたいと思いますが、まず緑のマスタープランについてでございます。これは五十三年度基礎調査を市でやって、五十四年度は県でやる。これはさっき私は申し上げましたけれども、国の予算でやるんではないでしょうか。これはですから、私は当市として緑のマスタープランの作成の必要性というのをどの程度感じておられるのかというところがまだピンとこないわけでございまして、このプランがいつ頃作成をしようという話が持ち上ってきたのか。あるいはそれはどのような形で提起されてきたのか。あるいは地元の都市計画審議会へかけられたのかどうか。

また、これは都市計画区域内の市町村が含まれると思いますが千葉県内の都市計画区域内に含まれる市は全部引き受けてプランを立てるのか、その基礎調査は一体どういうふうに行っていこうとする内容のものか、いまの説明を聞きますと、この基礎調査が終って、資料は県の方に吸い上げられる説明があります。これが地元で実際に活用されるのかどうか、それらの資料は県の保管になるんじゃないか、市に保管になるのかどうか。

また、先ほどの説明の中で、辻田議員に対する質疑の中で、防災の意味もこのプランの中に含まれるということですが、防災というのはどういう形のものなのか、実際このプランが終了している市があるのかどうでしょうか。また、このプランを組み立ててそれを県が作成するといいますが、県にはプロのスタッフがいないように思いますので、民間会社とかどっかに委託になるのではないかと思われますが、そのへんがわからないので、わかる範囲で教えてもらいたいと思います。

それから、交通安全施設についてでございますが、交通安全施設はいわゆる交通違反の反則金が運用費として流れてきているんじゃないかと思いますが、実際各安全施設のこの予算の中に何パーセント反則金が含まれておるのかどうなのか、これをお聞きしたいと思います。この交通安全施設の施設費をずっと年度をくって見ていきますと、非常にばらつきがあるように思われます。ばらつきというのは増減でございますが、ですから、交付金が、反則金の運用ですね、この交付金が多い年は多い、少ないときは少ないというように感じられるわけですが、ですから、そのへんの説明をお願いしたいと思います。以上です。

○社会開発課長（山口　一君）　交通安全施設の整備工事関係でございますが、反則金とおっしゃいましたけれども、交通安全特別交付金の関係と思います。五十三年度見込みましたのは千二百八

十万でございます。十五節にございます千九百十万の中、千二百八十万が特交分として見込んでございます。その他の費用は先般も御答弁申し上げました歩道の設置工事として約六百六十万見込んでおりますが、これは国庫補助対象事業として行います。それを合わせまして千九百十万ということでございます。

○建設課長（飯田治男君）　緑のマスタープランの経緯につきまして簡単に申し上げますと、四十六年五月に建設大臣の諮問機関であります都市計画審議会に、都市における公園緑地等の計画的整備を促進するための方策についてということで諮問したわけでございます。その後何回となく、中央審議会から緑のマスタープランにつきまして答申がございまして、その答申に基づきまして国が都市計画区域の設定されておる都市について作成するということになったわけでございます。

基礎調査でございますが、でき上ったものを一応県にも出しますけれども、市の方にも保管することになると思います。

調査する内容でございますが、一応自然的条件調査としまして気象調査、地形調査、地質土壌調査、植生調査その他特性の調査。それから社会的条件調査といたしまして、人口、面積の調査、土地利用調査、都市施設調査、市街地開発事業等調査、公害災害発生状況調査、土地所有調査、法適用調査、文化財調査。その他といたしまして緑地調査、屋外レクリエーション調査、景観調査、地域防災計画に定める避難に関する計画調査というものを一応調査するわけでございます。

それから、午前中に申し上げました防災遮断帯ということでございますが、これは火災等の発生した場合のそういった火災を防ぐ一つの緑地帯のことでございます。この緑地帯にはいろいろあると思いますけれども、今日のマスタープランの緑地ということになりますと、公共緑地だとか、その他の緑地の中には水面―河川、湖沼、水路。水辺―海浜、河岸、湖畔。山林、原野その他これらに類するもの。農地、牧草地その他これらに類するもの。社寺境内地、墓地その他これらに類するもの。給排水、その他処理施設等の公共、公益施設付属緑地。遊園地、私設公園、私設文区園その他これらに類する民営施設。共同住宅緑地、工場緑地その他これらに類する施設。学校、企業厚生施設その他これらに類する施設。林業試験場、農事試験場その他これらに類する試験場、研究所こういうものがあるわけでございます。

○一七番（石井武敏君）　先ほど、私の質問に対して答弁が抜けているものがあるように思われます。当然、建設大臣から都市計画審議会に依頼を受けて、都市計画審議会が答申するということ。これは地元でも都市計画審議会にかけるべき性質の内容の仕事ではないかというふうに私は感じますが、その件が地元の都市計画審議会へかけられたかどうかという質問にはお答えがなかったように思いますが、それをお聞かせ願いたいと思います。

あと、基礎調査の調査費用の算出は、これは当然県の方から指導が、算出基準がきているんでしょうか。それだけ。

○建設課長（飯田治男君）　地元の都市計画審議会にはまだかかってございません。これはマスタープラン作成されますと、県から市の方に協議がまいると思います。その段階で、その計画案につきまして市の都市計画審議会にかかるということになろうと思います。

それから、この調査費の額でございますが、五十二年度に首都圏の近郊整備地帯ではこの調査を実施いたしておりますので、それらの調査費等を参考にして県の方から示された額でございます。

○議長（吉田勇治郎君）　以上で、一七番議員君の質疑を終ります。

次、一二番栗原一雄君。

（一二番議員栗原一雄君登壇）

○一二番（栗原一雄君）　通告順に従いまして発言させていただきます。そのような関係で重複の点がございますので、角度を多少変えて御質問いたします。

まず最初に、二五ページ歳入でございますが、一款一項市民税について御質問いたします。個人税は大幅な伸びを示しておりますが、法人税はきわめて変化が少ないわけでございます。市税総額の伸びは三億一千百三十四万五千円の増となっております。一項市民税は前年度に対する比較では一億八千三十四万円の増加となっております。近年のわが国を取り巻く経済情勢はきわめて悪く、本年は前年度に比較して景気がむしろさらに後退の方向にあろうと存じます。そのような状況の中で、市民税の二五・二九％の増加の調定見込み額はあまりにも大幅な増加ではないかと考えますが、調定額の積算の根拠について、まずお尋ねいたします。

次に、市税各項の滞納繰越分ですが、特別土地保有税九百四十一万八千円を初めその総額は市民税の一四％を占める四千二百七万七千円となっております。もちろん徴収については努力されていると存じますが、数字的には年々増加をしております。これは法律に定められました税金ですから、税の公平の原則からもきわめて不平等であろうと考えますので、滞納繰越分に対する対策についてどのようにお考えになられておられるか、お尋ねいたします。

次に、一三〇ページ観光費についてお尋ねいたします。昭和五十一年度三月定例議会において、海岸清掃費にビーチクリーナーのような、機械導入を検討してまいりたいと答弁されておりますが、今日なお予算書の中に計上されておりませんが、予算編成時に機械導入等について検討されたかどうか、まずお尋ねいたします。

次に、県が海岸線美化整備のために県内数カ所に配置したビーチレイキはどのように利用されているか。現在管理されている場所についてお尋ねします。

なお、御承知のとおり、本市は内房における唯一の海水浴場と知られ、最適地とされております。幸い近年特にシーズンオフは花摘み園、里見史跡等の整備に伴いテレビを初め報道関係者に取り上げられて、近年は房州を訪れる人々の増加は大変うれしいところでございますが、その反面、主要道路が海岸線に沿っております関係で、海岸砂地のよごれを見てびっくりして再び夏に来ることをためらう人が多くなるのではないかと憂うるわけでございます。

今議会の冒頭に、市長の五十三年度の施政方針の中で本年度は特にコンサルタントにより海岸線の見直しをして、観光客体の開発を図りたいと申されておりますが、自然の海岸線は美しいものであり、人害によるビニール、あきかん等の汚物による花盛りでは問題があろうと考えますが、海岸の美化はコンサルタント以前の問題として重要な観光客体の開発であろうと存じます。どのよ

うにお考えになられておるか、お尋ねいたします。

次に、一四四ページ九款消防費についてはすでに昨日審議されました一般議案第十二号の質疑で了解できましたので、省略させていただきました。

○税務課長（斉藤武男君）　個人市民税の見積りの積算の関係でございますけれども、市税収入の見積りに際しましては課税客体の状況、過去の状況あるいは税法改正の影響等、さらには賃金状況景気の動向というものを勘案いたしまして計算するわけでございます。これらに踏まえまして、私どもは具体的に四つに分けて見込みを積算したわけでございます。その一つには給与所得、二つ目には退職所得及び過年度課税分、三つ目には譲渡所得、四つ目には給与所得以外の所得でございます。

このうち、譲渡所得、退職所得、過年度課税分につきましては事前の把握が非常に困難でございます。予算見積りに際しましては毎年約六〇％程度の見積りを慎重に見ておるわけでございます。

それから、給与所得につきましては、今年は歳入の伸びを八％見込みまして、税収の伸びを一八・五％を予想いたしましたわけでございます。

給与所得以外の所得につきましては、過去の伸張率の状況等から本年の税収の伸びは対前年一一三％を見込んで積算したわけでございます。

この結果、個人市民税につきましては、対前年比の予算関係でございますけれども一二五・二％、五十二年度最終調定見込みに対しましては一一三・七％ということで見込んだわけでございます。

国の地方財政計画試算とも大体見合う額でございます。適正なものと私ども考えておるわけでございます。

○収納課長（高山隆男君）　市税の特に滞納繰越分のどのような対策を取っておるかということの御質問でございますが、御指摘のとおり市税の滞納額が年々増加しておることは事実でございます。その滞納をだんだん少なくするということは、努力しますけれども、なかなか困難な問題でございます。

それで、私どももこのことについていろいろと課内の部員ともいい知恵はないかということでしぼっておるのでございますが、まず一つ考えられますことは、館山市には納税組合が相当組織されております。大体市税の五〇％ぐらいが納税組合により納付されます。これはほとんど完納でございます。そうしたものがあるので、その協力を仰ぎながら、また納税組合に加入しない人には五十二年度から口座振替制度を採用して、振替制度になるべく加入してもらう。納期内に自主納税するということも御協力を仰ごうということで強力に進めておるわけでございます。

また一方、現在まですでに滞納になっておるものこれをどういうふうに整理するか、まずこれは納税者に一つ自主納税のことを理解していただこう。税の本質を理解していただくことが重要な問題ではないかということで、単に催告書、規定文書を出すということでなく、もうすこしやわらか味があって、相談にのろうじゃないか。わからない点があったら、御不審の点があったら申し込みください。また一度にたまった額を一度に納めるのが大変ならば分納にも応じましょうというはがきより封書にして、郵便料

ちょっと高くなりますけれども、納税者の立場に立って、そういうものはなるべく封書にかえて中に入れるということをとっております。

それから、輪戸徴収も、何といっても本来は自主納税で納税者が最寄りの金融機関、収納代理機関に届けていただくのが原則でございますが、現実に滞納になっているところは、徴税吏員が輪戸して徴収に当たるということが一番効き目があるわけでございますので、輪戸徴収を強化しておるわけでございます。

年末の十二月にも夜間徴収をやったことがございますけれどもあまり成績がよくなかったのでございますが、これを振り返りまして、三月末二十四、五日頃夜間徴収、昼間行っていないのでもう一度やってみようというようなことを計画しております。

さらにまた、五十三年度は市長さんの御理解で、いままでバイクで徴収に当たってきたものを、市の乗用車一台購入していただくというようなことで予算に計上させていただいたわけでございます。

それから、わりあいに市外者の滞納者もあるわけでございますけれども、固定資産等がある市外者の方は納税管理人を設置するという義務があるわけでございますけれども、納税代理人を設置してない方もあるわけでございます。そういったものも見受けられるようでございますので、これもそこまで私の方は出てしまうのもちょっと過保護かと思いますけれども、現実に納めていただくために、納税者の便宜を図るために同じ催告を出す場合に、督促する場合に、その中に最寄りの郵便局で用が足りる郵便振替の用紙を入れるということをやりましたら、今年だいぶ成績がようございますので、これは令書を発行するときからそういった方法をとったらどうかと考えております。

それから、さらにはどうしても納められない。税金がこのまま時効になってしまうということでは大変でございますので、滞納処分、差し押えということもいたすわけでございます。これは特に土地保有税等で市外の法人が館山市に土地を買って、館山市に税金を納めないという場合には、年度内に入らなかった場合に、すみやかに滞納処分の方法をとるということを実施しておるわけでございます。

そういうことで、いろいろやっておるのが現状でございます。

○商工観光課長（中村正雄君）　観光費の関係についてお答えいたします。

海岸のレイキの関係について再検討したかどうかということでございますが、海岸の清掃につきましては従来人海戦術で行ってきたわけでございますけれども、非常に広い面積の海岸を有しますので、でき得ればレイキ等の活用を考えておったわけでございますけれども、特に海岸の場合にレイキの必要とします海岸が正木川崎の海岸が非常に多いわけでございます。レイキの会社等から取り寄せました関係では、足がほとんどタイヤであるわけでございます。川崎の海岸につきましては、タイヤのそういうレイキが入るのが困難だということと、北条海岸を除いて富崎海岸だけはタイヤで入れるわけでございますけれども、いま申し上げましたような川崎と西岬海岸につきましては、やはりキャタピラの車でないとなかなか入りずらいというようなことと、なおレイキの構造上どうしてもごみと石とそういったものを一緒にしてしまう。

したがって、一緒にはき寄せられたものをなお今度人間が手で分けなければいけないというような問題等が出ておるわけでございますけれども、なお今後改良されてくるやにも聞いておりますので、なお継続して今後の検討課題といたしたいと思います。

なお、県からのレイキはどうなっておるかということでございますが、県から四十五年六月に交付いたされましたレイキにつきましても、やはり同じような構造でございまして、海岸の石とごみが一緒になってしまう。埋め立てにも分けるにも非常に手数がかかるというふうなことから、その後正木の処理場の方に移管をいたしまして、処理場のごみの方で現在活動をいたしておるわけでございます。

なお、海岸のごみの関係についてでございますが、御指摘のように長い海岸で、観光客に対しますす海岸の状態は非常に館山市のイメージに大きく左右いたしますので、今後とも十分配慮してごみの清掃等については考えて、清掃方法をやってまいりたい。このように考えております。

○一二番（栗原一雄君）　おおむね了解いたしました。

さて、昭和五十三年度の当初予算は前年度対比で一七・六％の伸張となっておりますけれども、これが住民の行政需要の増大に伴って当然経我が膨張してまいります関係で、税収もこれに応じて増加していくことはよく了解できるわけでございますけれどもただいまも御答弁によりますと、調定額の算定については過去の実績等を基準にしていると、このようなことになるわけでございますが、もちろんいまのことでございますから、コンピューターにかけてそれを算定されるわけでございましょうが、このコンピューターにかける場合に、社会的な変化とか、あるいは一般的によく言われます外圧、そういうものの環境的条件の変化、そういったものをある程度コンピューターの中に組み込んで計算されるのかどうか。されるとしたら、どのように見込んでしておられるかどうか、お尋ねしたいと存じます。

それから、二番目の問題ですが、滞納繰り越しの徴収率は予算書を見てまいりますと〇・五ないし〇・三となっておりますが、滞納する納税義務者ですが、収納率は悪いわけですが、予算書に計上されました滞納繰越分は過去五年間の集計によるものと存じます。この五年間を経過したものは当然時効ということになるわけでございますが、これにつきまして去年、その前の年、額、割合わかりましたらお尋ねしたいと存じます。

それから、観光の問題でございますが、現在、日商ではクリーンジャパン運動を展開しているわけでございますが、ただ人海戦術だけでは解決できないと存じます。本市の予算書から昭和五十年から見てまいりますと、海岸清掃費は五十年から一貫してやや同額これが計上されているわけでございますが、先ほどの御答弁ではあまりビーチレイキは効果がないんだと、このような答弁でございますが、鴨川は採用しております。鴨川海岸にまいりますと、きわめてほうきではいたような形にいつも海岸がきれいになってるわけですが、たとえば、一般的に言われる観光地江の島、それから鎌倉向こうにまいりましても、海岸線はそういったビーチレイキによってきれいに整備されておる。そういったことを考えますと、いまの機械は非常に性能がいいのではなかろうか、そういうふうに考えるわけですが、将来機械の導入についてお考え

があるのかどうか。また、検討する私は余地があると思いますがそのへんのお考えをお聞かせいただきたいと存じます。

○税務課長（斉藤武男君）　個人市民税の約八二％から三％が給与所得者でございます。したがいまして、この計算に当たりましては人事院勧告、昨年の例で申し上げますと、五十二年八月人事院勧告が六・九二％、それから春闘相場が九・一％、あるいは定期昇給これは通常二から三％でございますけれども、そういうような要素を含めまして計算しておるわけでございます。

○収納課長（高山隆男君）　滞納繰越額のうち、時効完成によって欠損処分した額は年次別に幾らかということでございますのでお答え申し上げます。

　まず、四十八年度でございますけれども、一般会計市税で三十三万三千八百五十四円、四十九年度は四十一万三千三円、五十年度六十万六千四十五円、五十一年度五十四万四千百六十七円、五十二年度はちょっといま手元にございません。大体五十一年度よりも少し額が少なかった額を欠損処分いたしております。

○商工観光課長（中村正雄君）　御指摘のレイキの今後の購入でございますが、夏の海水浴の期間中はこれはレイキを海岸に入れるわけにはまいりませんけれども、オフにつきましては、現在の清掃人夫の方が相当年輩になってきておりますので、できれば財政とのにらみ合わせの中で前向きに検討させていただきたいと思います。

○一二番（栗原一雄君）　おおむね了解できました。

　さて最近、構造不況と言われる大型企業の倒産は大変深刻なものでございますが、これはもとより加工輸出国であるわが国を取り巻く外圧によるものと考えられますが、政府は景気浮揚策として昭和五十三年度において財源の見通しが暗いために地方交付税を一兆七千億円を増加し、そうして残り一兆三千五百億円は建設地方債の増発により補てんする。このように言われております。

　政府の景気のてこ入れ策にもかかわりませず消費の伸びが大変遅れているわけでございます。そのようにきわめて見通しが暗いわけでございますので、本市の財政基盤をなす都市構造は、小規模事業所集団都市で、おのずと課税客体は市税条例第二十三条に該当する納税義務者が多いわけでございますから、国のような地方債の乱発あるいは増発と申し上げましょうか、というわけにはまいりませんので、これから十分この問題については御検討いただければ幸いかと存じます。以上です。

○議長（吉田勇治郎君）　以上で、一二番議員君の質疑を終ります。

　次、一四番議員石井輝久君。

（一四番議員石井輝久君登壇）

○一四番（石井輝久君）　昨日の質疑に引き続きまして、本日もまた最後の一一番目の質問ですので、以下昭和五十三年度当初予算に対しましてなるべく簡単に質問いたします。

　まず、第一ページでございます。一般会計欄歳入歳出とも六十一億三千七百八十五万円でありますが、この中で歳入面で何が一番大きいか、いうまでもなく第一款市税二十三億二千四百二十九万六千円でありまして、総予算額の三七・八七％を占める構成比次いで十款国庫支出金十二億二千六十八万六千円でありまして、一九・八九％の構成比。三番目が第六款地方交付税、四番目が市債となっております。この四つの款だけの合計を計算いたします

と、総予算額六十一億三千七百八十五万円に対しまして六七・二八％を占めているというのが昭和五十三年度予算中歳入面から見ますと、こういうことになるのでございます。

以下、この分析のもとに第一款市税から質問に入ります。

ただいまも御指摘申し上げましたとおり、市税は三七・八七％を占めております。これを予算書で前年すなわち当年度でございます。つまり昭和五十二年度でございますが、これを比べてみます。二五ページの歳入歳出事項別明細書の中の数字に、歳入の部第一款市税前年度予算額二十億一千二百九十五万一千円が出ております。そうして四七ページ最下欄歳入歳出合計欄の中の前年度は五十二億二千百一万五千円と出ております。五十二億なにがしかの五十二年度当初予算額の中に占める五十二年度の市税の構成比を計算してみますと三八・五五％、つまり五十二年度と五十三年度の市税の構成比を比べてみますと、五十三年度は〇・六八％というダウンになっておるのでございます。景気不況の関係もございましょうけれども、この間の事情についてまず御説明を承ります。

第二点でございます。同じく一ページ第六款地方交付税について構成比の面から伺います。金額は第一点の質問で申し上げましたので、めんどうですから省略をいたしますけれども、五十三年度の構成比は一七・九二％、ところが五十二年度の構成比はこれは二〇％ちょうどでございます。つまりこれは比較してみますと五十三年度は五十二年度に比較いたしますと二・〇八％もダウンしております。市税では〇・六八％のダウン、そして地方交付税で二・〇八％のダウン。どのような判断で予算の編成をされたんでございましょうか。伺います。

また、これは過小見積りではなかろうかとも思われるのでございますけれども、その点いかがなものでございましょうか、承ります。

第三点は、同じく一ページでございますが、十款国庫支出金でございます。この構成比は一九・八九％です。五十二年度は計算をいたしてみますと一八・二七％でございます。構成比の比較からみますとこれは一・六二％の今度は逆にアップになっております。市税、交付税のダウンを計数的に予算編成上ここでアップして補ったんじゃなかろうかとも思われるのでございますけれどもこの点の御説明を求めます。

第四点でございますが、同じく一ページの市債です。市債の構成比九・五％、前年度は六・七八％でございます。比べてみますとこれはやっぱり二・七四％のアップになっております。第三点の質問と同様にこのアップの事情について御説明を承りたいのでございます。

次の質問に移りますが歳出です。五三ページ二款一項一目一般管理費四億三百三十五万五千円について伺います。前年当初で三億六千四百六十八万五千円だったんです。その前の五十一年度と比べてみますと、これは五十一年度は五百七十一万三千円の減額をしておるのでございます。ちょっとこれは異例なんです。五百七十一万三千円を減額したんです。その理由は何かといいますと御説明を承ったときは、私どもはこれは人員の減による減額というように承ったのでございます。ところが、五十三年度今度は一挙に三千八百六十七万も急増しておるのでございます。これを見

ますと、まるでシーソーゲームを見ているような感を深くするのでございますが、その間の事情を承ります。

次の質問でございます。歳出で九九ページ三款四項二目扶助費四億一千三百三万五千円についてでございます。五十二年度の前年対比を見ますと一千五百三十五万二千円でした。ところが今回拝見いたしますと五千二百八十万を増額しようとしておるわけでございます。計算いたしますと、これはなんと三〇%のアップ率あまりにも高額の予算編成ではなかろうかと思うのでございますが、この点の御説明を承りたいと存じます。

次は、一〇四ページでございます。四款一項三目環境衛生費七百五十九万三千円でございます。前年は三百二十五万二千円でございます。比べてみますとこれは倍以上になっております。五十二年度はと畜場会計に一般会計から繰り出さないということにして四百三万九千円を減額しております。当初予算で三百二十五万二千円を計上したわけでございます。そうして五十三年度に至って倍増以上になるわけです。これまた減額、増額シーソーゲームのような予算編成のように見受けられるんでございますが、この事情の御説明を承ります。

引き続きまして、一一一ページでございます。三項一目水道施設費一億二千九百二十六万九千円について伺います。五十二年度国、県支出金五百五十万円がついておりました。ところがこの予算書を拝見するときに、国、県支出金五百五十万がゼロ計上、そうして一般財源でまかなおうとしている。国、県支出金、特定財源を何とかできなかったのかどうか、事情を承ります。

続きまして、一一八ページでございます。六款一項五目育成牧場費二千三百五十万七千円ですが、いままでこの五目としては設けられていなかった。目の新設はもちろん、市長目、節は設けることができますけれども、私どもにとって予算上、目の新設というのは非常に重大な意義があるように私どもは受けとめておるわけでございます。市長は施政方針でも、提案理由の説明でも一言半句も触れておられない。三木武夫さんではないけれども、青天のへきれきの感を免れないのでありますけれども、この目の新設の理由について伺います。

次は一二〇ページでございます。ごく事務的で恐縮でございますけれども、六目の前年対比で六千五百七十六万円の巨額の減額をみている、この理由について承りたいのでございます。

続きまして、一三三ページ八款土木費六億六千九百六十一万九千円について伺います。前年比一億四千百八十四万七千円の増額になっております。これを五十二年度当初の伸び額つまり前年比で二千八百八十五万五千円でした。五十二年度で二千八百八十五万五千円の増額を示していながら、五十三年度になりますとマイナス成長の一億四千百八十四万七千円、一億四千万円の減額、このマイナス成長の事情の説明を承りたい。

最後の質問は一八一ページ十四款予備費一千万円についてでございます。

これは五十二年度当初三百万円、五十一年度二百万円、五十年度は二百万、ずっと三百万、五十三年度になって一挙に三・三倍の一千万円を計上しようとしておるんでございます。この点の事情についてお伺いをいたします。

これで、最後でございますが、同僚各位の御清聴を感謝しなが

ら、御答弁によりまして再質問いたします。

○財政課長（山田俊康君）　第一点の市税、交付税のダウンの理由ということでございますが、構成比の関係でございます。五十三年度は建設事業をより多く計画したわけでございます。当然それに伴います特定財源であります国庫支出金、市債等はアップしてまいります。従前の伸びと比較いたしますと、市税、交付税の一般財源の方がダウンという形になってまいります。特定財源のアップ、そうして一般財源の減ということになります。

　総務費一般管理費一項一目の増ということでございますが、この増は節ごとに申し上げますと、人件費関係が最も大きなものでございます。給料、職員手当、共済費関係でそのようになります。

　それから、一一一ページの水道の関係でございますが、国、県支出金の確保ということでございますけれども、毎年度県が実施しておりました水道事業経営市町村に対します補助金交付要綱が五十二年度で改正になっております。従前は前年度に建設改良を行った改良費の補助金として一般会計が支出した額の三〇％の範囲内で補助金を交付することになっておりましたけれども、五十二年度からは高料金対策で補助金が出るようになりました。県水並みということで百三十円以上原価がかかっているものについてということに相なった次第でございます。そのためのものでございます。

　それから、一八一ページ十四款予備費の関係でございますが、御指摘のように一挙に三倍ということでございますが、予備費は予算に見積らなかったもの、あるいは予算に不足が生じた場合ということで支出するものでございます。いままで言われております標準的な予備費というものは一応百分の一から百分の五の範囲内ということで言われております。現実に昭和五十二年度の県下二十六市の当初予算の状況で申し上げますと、一千万以下の都市は館山三百万、佐原五百万、勝浦三百万、富津五百万四市だけでございます。二十六市の全体の中に予備費が占める割合は、構成比は〇・四八％になっております。

　なお、先ほど水道企業のところで申し落としましたが、五十三年度におきます補助金の関係は、三芳水道にあっては三芳水道事業、市営水道にあっては水道会計にそれぞれ計上されております。高料金対策にかかわるものがそれぞれ計上されております。

○福祉事務所長（越路良夫君）　九九ページの扶助費関係について申し上げます。

　生活保護法による各扶助につきましては、それぞれ実績に基づきまして五十三年度の見込みを立て、その伸び率等を勘案いたしまして積算したわけでございますが、五十二年度の補正後の数値と対象いたしますと、五十三年度当初予算におきましては一一・三％の伸びということになろうと思います。

○衛生課長（石井　謙君）　一〇四ページの三目環境衛生費の前年対比の四百三十四万一千円につきまして申し上げます。

　前年度は企画費で安房郡市広域市町村圏事務組合の負担金として計上いたしたものを、今回一〇五ページの中段にございます安房郡市広域市町村圏事務組合火葬場費負担金ということで組みかえたために増になっております。

○農水産課長（佐野甲子郎君）　一一八ページの育成牧場費の目の新設のことでございますが、これはいままで畜産費に含まれてい

たものですけれども、明確にするために分けたわけでございます。

次に、一二〇ページの農地費の前年対比の減額理由でございますが、まず減額になったものが布沼農道の八百八十七万とライスセンターの六千五百万で、合計七千三百八十七万でございましてそれに対しまして今年度計上いたしましたものとして農道舗装の工事調査委託料が三百九十万、原材料費の上積みが百万、小規模事業の補助金が三百万上積みのもの、合計がこれのプラス、マイナスの差が減額になった理由でございます。

○建設課長（飯田治男君）　一三二ページの前年対比一億四千百八十四万七千円の増につきましては、臨時地方道整備債によります道路改良舗装の事業費の増加並びに市営住宅の関係でこれだけの増になったと、主なものでございます。

○一四番（石井輝久君）　再質問いたします。

昨日も申し上げましたけれども、私は質問の仕方を第一点、引き続き第二点これ、第三点これ、こういうように質問をしているわけでございますが、ただいま御答弁を承りますと、第一の質問の市税のことと、第二の地方交付税。それから国庫支出金、それから十七款の市債これをごちゃまぜにごく簡単に、まことに結構ですが、簡単に結構ですが、こちらは質問の順を追って質問しておるわけでございます。もうちょっとやっぱり質問の順序を追って答弁してもらわないと、ごちゃまぜの答弁ではちょっと困るんでございます。

しかし、言っておることはわかります。五十三年度の全体から建設事業を計画したので、市税と交付税の構成比がダウンしたということはわかります。したがって特定財源がアップしたということもわかります。わかりますから、それはそれでいいんですが今後答弁に当たりましては質問の順を追って答弁していただかないと、質問者側は非常に困ります。この点は申し上げるだけにとどめておきます。

それで、順次再質問に入ります。

二一ページの歳入歳出事項別明細書の総額の歳入の部に第一款市税比較欄で三億一千百三十四万五千円、これを計算しますと伸び率が一五・五％になっておる。今度は構成比ではなくて予算の伸び率、伸び率がつまり前年対比で五十三年度は一五・五％の伸び率になっている。市税に関してですよ。市長の施政方針にもございましたけれども、今年度の予算の伸び率は一七・六％でございます。これに比べますと市税の伸び率が二・一％下回わっている。過小に見積ったんではないでしょうか、含みを持たせたのではないでしょうか、これは再質問をいたします。

次の再質問でございますが、同じく市税でございますけれども前年当初は二十億千二百九十五万一千円でございます。そうして昨日審議をいたしました昭和五十二年度の最終補正ですと二十億八千三百九万七千円が提案をされておるわけでございます。つまり五十二年度では当初の二十億一千二百九十五万一千円に対して最終補正で二十億八千三百余万円、わずかに七千十四万五千円の増額しかないんです。わずかにこれだけしか増額ない。この不況下で伸び率の少ないのは当然でございましょうけれども、そこに一つ問題がある。どこが問題があるかといいますと、今年度の当初予算の市税の収入二十三億二千四百二十九万六千円を計上しておるわけでございます。果してこの徴収可能でございますか、確

信があるかどうか、伺っておきます。
それから、合わせまして市税の現計で徴収実績はどのぐらいかお示しをいただきたいと存じます。
それから、今度は市債について再質問を申し上げます。再質問を予定してまいったものもございますが、削除しながらまいります。
四六ページの市債欄の伸び率をみますと本年度、前年度ここにある本年度というのは昭和五十三年度を予算書ではさしておるわけでございます。そうすると、本年度という昭和五十三年度は五億八千四百三十万円を計上しております。前年度つまり前年度というのは当年度昭和五十二年度これは三億五千三百九十万計上しております。これを対比すると確か計算で六〇・五六％の増額になっておるように思います。予算全体の伸び率が施政方針でも言われたように一七・六％でございますのに、比較いたしますと非常に伸び率が高率でございます。
先ほども、同僚議員の質問に、市長は市債につきまして長期展望に立って積極的に市債で事業を進めていかれるつもりだという御所見を述べられました。
私は、昨日も質問の中で触れましたが、やはり現在は政府も方針を打ち出しておる不況対策債で市債の増発、そうして大いに利用しなさい。私も必ずしも反対ではないんです。要するに未来永劫にわたって館山市政が発展するために市債を活用することはもちろん反対ではございませんけれども、御所見を承りたいのは三億五千三百九十万だったのが五億八千四百三十万にぽんとふやしておる点がちょっとなんか大丈夫なんかなといういささかの不安を感ずるわけでございますが、この点に関します市長の御所見を承りたいと存じます。
それから、九九ページの二目扶助費のただいま御答弁でこれは了承しておりますから、ただ発言するにとどめておきますけれども、実績に基づいて積算をされたということはよくわかります。そうしてそのあとで、御答弁ですと、五十二年度の最終補正つまりここにあります第三号まだ可決しておりませんけれども、この補正との対比で一一一・三％の伸びを示している。こういう御説明をしたわけです。こういう比較の仕方だと、私は昨年の三月議会でこういう質問の仕方をしたんです。前年の最終補正額と五十三年度の当初の比較をして、その伸び率なんかをこれを比較して伸び率をやったら、大変違ってくるんです。やってごらんなさい。一七・六％の伸び率にとてもならない。最終補正は五十八億ですよ。五十三年度は六十一億でございましょう。たった三億。だから最終補正と当初予算の比較をして答弁をいただいても何にもならない。そういう議論をするならば、別の仕方の議論もありますから、これは発言するにとどめますけれども、注意して御答弁をいただきたいということを要望いたしてこの点は打ち切ります。
それから、一一八ページの目の新設でございます。従来畜産費に含まれていたという御説明でございます。予算書を前の年度のやつをくっていけば、育成牧場のあれが御説明をいただくまでもなく、畜産費の中に含まれているのはよくわかります。
しかしながら、目の新設というのは非常に予算審議の上では款、項、目、節私がいうまでもなく、役所の皆さま方、ことに特一等級まで設けられて優遇しようという皆さん方はベテランでござい

ますから（笑声）私がいうまでもなく節の新設かってにできますよ。しかし、目は仮りにできるにしても重大なんですよ。節の増よりももっと重大な意味がある。款項はいうに及ばず。目の新設それが提案理由の説明の中にもない。いきなり目を出してきて一片の説明もない。これは声を、地声でございますから、多少大きいのはやむを得ませんけれども、目の新設については、この点は私は青天のへきれきのごとき感にうたれたわけでございます。これは一つ、育成牧場の意義は私も十二分に知っておりますが、ことに目を新設をしなければならなかった事情について市長から御答弁を承りたいと存じます。

関連いたしまして、このいまの一一七ページの四目畜産業費これは五十三年度七百六十七万九千円でございますが、五十二年度当初四千六十七万七千円はわかっておりますが、五十一年それから五十年、四十年、参考のために畜産業費わかりましたらお答えいただきたい。当初予算額そうしてその中に含まれておりました育成牧場の予算額はそれぞれ幾らであったか、お答えをできたらいただきたいと思います。

それから、趣旨もお伺いしようと思いましたが、これは省略してお伺いいたしません。

それから、次の再質問に移りますが、一三三ページの建設課長の御説明で今年度一億四千百八十四万七千円の増額の事情についてはわかりました。私が聞きましたのは、前年対比のマイナス成長の理由を承ったわけでございまして、増額の理由を承ったんじゃなくて、マイナス成長の理由を承ったわけでございます。しかしこれは純粋な技術的な問題ではございませんから、財政課長でも結構でございます。あるいは助役さんでも結構でございます。あまりに大きいマイナス成長、再度承りたいと存じます。

それから、予算の参考資料をいただいております。参考資料を拝見いたしまして、公共事業費というものの明示がこの中にございません。いま公共事業ということがしきりに国の予算でも、都道府県の予算でも使われておりますが、この予算の参考資料の中には公共事業の明示はございませんけれども、参考資料の四ページに目的別、性質別内訳と財源内訳表の中から抽出してみて公共事業というのは一体何をさすのか、この中からちょっとチェックして、簡単にできるはずですから、みていただきたいと存じます。

それから、最後の予備費でございますけれども、これは予備費は不足を生じた場合に予備費を使うんだという御説明は、御説明をいただかなくても予備費はそういう性質のものだとよくわかりますけれども、一挙に三・三倍にぽんとはね上った、他市の例を引いて全体予算との構成の割合みてわかりますけれども、私があえてここで取り上げたのは、予備費をここで可決しますと、一千万円何にでも使えるわけです。議会の承認なんかいらない。予備費充用、流用はかって気まま、そういう面で私は御質問を申し上げたわけでございますが、三百万が一千万になっても大した金額ではないからよろしゅうございます。私の質問の趣旨はそういう趣旨でございますので、予備費の使用については格段の御注意をいただきたいのでありまして、この点は質問を打ち切ります。

以上、再質問いたします。

○税務課長（斉藤武男君）　二一ページの市税の過小見積りではないかという御質問でございます。

私どもは適正な課税客体の把握に努めておるわけでございますけれども、いわゆる財政主導型による景気対策というようなことで、大きな税制改正が見込まれておらないのでございます。したがいまして、市民税の関係につきましても特別な要因がございませんので、いわゆる一般的な賃金の上昇分程度の見込みを計上してあるわけでございます。

さらに、固定資産税関係につきましても、五十一年度の基準年度による負担調整というものがあったわけでございますが、本年は、その最終年度でございます。したがいまして、その伸び率も頭打ちというふうな状況でございます。

こういったような要因で、大きな期待ができないというようなことで慎重に積算をいたしまして、このような数字を出したわけでございます。

○収納課長（高山隆男君）　市税につきましての徴収、収納達成し得るか否か、確信があるかということの質問と、なお現在の五十二年度最終補正予算二十億八千三百九万七千円、これがどの程度現在入っているかということの質問かと思いますので、まず現在の五十二年度市税の収入状況を申し上げます。現在と申しましても二月末までが現在の正規のルートで集計されておりますので、その数字を申し上げます。十八億三千七百三十五万二千円でございます。調定額が二十二億一千八百六十七万五千円でございますので、現在の収入率は八二・八一％でございます。前年の二月末現在の市税の収入状況は八二・〇〇％でございます。

それから、二十三億円の五十三年度の市税収入達成し得るかどうかということでございますが、市税の収入予算を組みますには税務課、収納課、財政課いろいろ協議しまして、慎重に過小見積りにならないように、また過大見積りにならないようにということで三者十分に協議して出した数字でございますが、何といいましても、徴収する側の努力があっても、大部分は納税者の自主納税によって左右されることが多いわけでございますので、確信とまではいきませんけれども、最も近い額をということで予算計上さしていただいたわけでございます。

○市長（半沢良一君）　市債が大幅にふえたということは、確かに昨年の三億五千三百九十万円に対して、今年は五億八千四百三十万円、二億三千万円ほどふえたわけでございますが、昨年対比三億五千万に対しまして、今年の二億三千万というのは六〇％以上七〇％近くになるわけでございますが、大体先ほどの御答弁申し上げましたように、国の地方財政計画においてすでに三兆五百億の赤字、そこでそのうち一兆七千億は国が交付税特別会計に繰り入れる。一兆三千五百億は建設地方債でまかないなさいというそういう方針でございますし、また地方財政計画の中における地方債の比率は一一・七という計画になっているわけでございます。館山市の場合には九・二五％にしかなっておりませんし、そういう意味ではきわめて健全だろう。確かに大幅に二億三千万ふえましたけれども、これは予算六十一億の予算に対しますれば約三・何％程度でございますので、その市債がふえたことが決して市の財政が不健全になったということには決してならない。きわめて健全な財政と確信いたしております。

それから、育成牧場という新しい目を新設いたしたことにつきましては、別に他意はございませんので、育成牧場の会計を明ら

かにして、より親切な説明にいたしたということでございます。
○助役（吉野茂樹君）　土木費のマイナス成長ということにつきましては質問がはっきりいたしませんが、伸び率につきましては一二六・九ですから、マイナス成長になっていないと思うんですけれども。
○農水産課長（佐野甲子郎君）　一一七ページの畜産業費の中に含まれている牧場費の関係でございますが、五十二年度の資料がございますので申し上げます。千四百二十一万でございます。五十二年度におきましては給料関係が総務費の方に入っております関係でこのような数字になるわけでございます。五十一年度以前につきましては資料を持ち合わしておりませんので、御了解願いたいと思います。
○一四番（石井輝久君）　最後の質問でございますが、もうしばらくで終りますので、しばらく御猶予をいただきたいと思います。
交付税についてでございますが、先ほど財政課長の御答弁で交付税がダウンする。市税がダウンする。それは館山市の建設事業の方向にいこうとするための減少であって、そしてそのかわり特定財源がアップしてきたという御説明でございました。
先ほども申し上げましたように、そういう御答弁をいただいて了解できる面もあるわけなんですよ。ところが、国の地方財政対策として昭和五十三年度は交付税を金額にして七兆四百億円用意している。そうして地方交付税の伸び率を二三・四％に国は持ってきておるわけです。それに比べても非常に低いわけです。あまりにも低いわけです。問題ならなく低い。これに対しますお答えをいただきたいと思います。
それから、ただいま市長から御答弁いただきました。公債費が増高していくという別の議論もありますけれども、私は大きくいっていまの地方財政の中で地方債の占めるメリット面で意義を十二分に私は認めておるわけです。
ところで、この予算書一九〇ページ地方債の調書がございます。この地方債の調書を見ますと、累積額は五十三年度で当該年度末見込み額で三十三億九千百五十一万二千円になっておるわけでございます。当該年度、今年度末の総額の地方債の寄せ集めたものはこれだけになる。三十三億九千百五十一万二千円になる。
そうしますと、今年度当初予算額六十一億三千七百八十五万円でございます。これを当該年度末の見込み額三十三億余り、なんと五五・二五％の占める割合になるわけです。つまりこれは分析いたしますと、館山市民は、昭和五十三年度予算は歳入歳出六十一億でございます。ただし、館山市民は五五％の全体の三十三億九千万のつまり借金総額を持っているということになるわけでございます。これは数字が示しております。
ということでございまして、これは先ほども申し上げました政府の地方財政政策も承知しておりますし、市長の見解も十分承知しておりますが、この事実に対して、つまり総予算に対して五五・二五％の借金を館山市民はしょっておるということの事実に対する市長の再度の御見解を承りたいと存じます。
それから、さらに先ほど助役のあれでございますが、マイナス成長のあれは、また私は経済建設委員会ですから、土木関係ですから、また別にいたしましょう。
質疑を打ち切ります。
ただし、先ほど参考資料の中でチェックして、公共事業とは一

体、この中に明示がないんですよ。この中で公共事業とは何なんだということをちょっとチェックしてもらいたいということをさっき要求したけれども、なかったので三回目だからちょっと困るんですが、できたらチェックしていただきたい。

それから、前後しますが、先ほど畜産業費の中の昭和四十九年度以降遡及していって、なぜ昭和四十九年度というと、五十三年度から逆算していくと五カ年になる。五カ年の統計で畜産業費に占める育成牧場の予算額、いま手元にないというから結構でございます。あとでお調べをいただきたいと思います。経済建設委員会の審議がありましたら、その際でもお伺いをいたしたいと存じます。

公共事業のチェックをしていただきたいんですが、なぜ私があえて公共事業の実態をここで取り上げたかといいますと、最後ですから申し上げますが、要するに昭和五十三年度の国の方の公共事業費は、地方でございますよ、五十二年度対比で国の地方財政計画では伸び率を三五％におさえているんです。これから見ますと、館山市の公共事業費の伸び率は非常に低率ではなかろうかとこういう懸念から、国は三五％こういうところからちょっと参考資料でチェックをしていただきたいということを発言したわけでございますが、チェックできるのだったら、簡単だと思います。歳出目的別、性質別、財源内訳でチェック、可能でなければまた別の機会に譲ります。

○財政課長（山田俊康君）　資料の四ページの目的別、性質別内訳と財源内訳表で公共事業をチェックということでございますが、公共事業という場合にはいろいろ使い分けをしております。非常に包括的な使い方をした場合には、国庫補助事業というような観点で使う場合がございます。そのうち義務教育は別格だとか、住宅は別格だとかいろいろ出てまいりますので、一般的に使われているものは国庫補助事業というふうに御理解をいただいた方がいいんではないだろうか。こういうふうに考えます。そのため、いま四ページの中で説明しろということになりますと、普通建設事業のうち補助事業、単独事業と分けてございます。そのうちの補助事業が主としてそうだということで御理解いただきたい。このように思います。

それからもう一点、交付税の伸び率が非常に高いのに、なぜ館山はこんなに伸びないかというお話でしたが、実は不況下の中にありまして、都道府県でいままで非交付団体であったものが交付団体に転落するものが出てくる。愛知県等がそのような形になってくるんだ。加えて人件費の非常に大きい都道府県といいますのは義務教育関係、教職員あるいは警察官等を持っている都道府県の伸びは非常に大きいんだ。市町村の場合の伸びはそれほど見込めないんだ。細かな見込み数値等をいただいておりますが、それに従って積算した結果では。なお一つ申し上げますと、補正係数のうちの段階補正がゆるやかなカーブというようなことも踏まえまして積算した結果、あのようなふうになっております。

○市長（半沢良一君）　五十三年度の最終の地方債の現在高の見込みが三十三億九千百万ばかりで多いんじゃないか、それについての考え方はどうかということでございましたが、仕事をすればどうしても起債は必要でございますし、またたび申し上げましたように、地方財政の仕組みそのものが起債によってまかなうと

いうのがいまの形でございますので、この程度はやむを得ないというふうに考えております。

○議長（吉田勇治郎君）　以上で、通告者による質疑は終りますが通告をしない議員で何か御質疑ございませんか。――御質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終結いたします。

予算審査特別委員会の設置・付託・委員の選任

○議長（吉田勇治郎君）　お諮りいたします。

ただいま議題となっております昭和五十三年度各会計予算については十人の委員をもって構成する予算審査特別委員会を設置しこれに付託の上、審査することにいたしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田勇治郎君）　御異議なしと認めます。よって、決しました。

重ねてお諮りいたします。

ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員の選任については委員会条例第四条第一項の規定により

二番議員　伊藤幸太郎君　　三番議員　宍戸　寿夫君
八番議員　松下　正己君　　九番議員　鈴木　稔君
一一番議員　近藤　好雄君　　一二番議員　栗原　一雄君
一四番議員　石井　輝久君　　一七番議員　石井　武敏君
二四番議員　西村　真次君　　二五番議員　伊賀　多朗君

以上十人を指名いたしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田勇治郎君）　御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました十人の諸君を予算審査特別委員に選任することに決しました。

ただいま選任されました予算審査特別委員の方々は、のちほどこの議場において正副委員長の互選を行いますので、御了承願います。

請願書の上程

○議長（吉田勇治郎君）　日程第二、請願第一号日中平和友好条約締結促進に関する請願書を議題といたします。

請願書の朗読を願います。

（書記朗読）

請願第一号　日中平和友好条約締結促進に関する請願書

請願書の趣旨説明

○議長（吉田勇治郎君）　朗読を終りました。

請願趣旨について紹介議員の説明を求めます。

（一五番議員辻田　実君登壇）

○一五番（辻田　実君）　ただいま議題となり、朗読がございました請願第一号日中平和友好条約締結促進に関する請願書につきまして、安房地区労働組合協議会議長富田新吉ほか組合員から出されました請願書について、紹介議員といたしまして御説明を申し上げたいと思います。

日中平和友好条約におきましては、すでに五年前田中内閣並びに周恩来首相のもとにおきまして、すみやかに平和条約を締結する旨の共同声明が発表されまして以来、今日まで時間が経過しているわけでございます。

この間、国際的な情勢も変化し、いま日本と中国の国交回復は国内の世論におきましても、また先般行われました日本と中国の貿易協定等々を通して緊急な時期に至っておると思うのでございます。

こうした中におきまして、安房地区労から出されました日中平和友好条約の即時締結を五年前の田中、周恩来両首相を中心とするところの合意事項に基づく内容を尊重して、すみやかにこのいま開かれておる八十四国会において批准をいただけるよう、館山市議会としても決議をして、決議文を出していただきたい。こういう内容でございますので、よろしく慎重審議をいただき、御決議をいただきますことをお願い申し上げまして、紹介議員の紹介にかえたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（吉田勇治郎君）　以上で、説明は終りました。

委員会付託

○議長（吉田勇治郎君）　本請願につきましては、総務委員会に付託をいたします。

延会　午後八時十二分延会

○議長（吉田勇治郎君）　お諮りいたします。

本日の会議はこれにて延会いたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田勇治郎君）　御異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決しました。

なお、明三月十五日から二十六日まで委員会審査のため休会、次会は三月二十七日午前十時開会といたします。その議事は議案第三号乃至議案第二十六号にかかる各委員長の審査の経過並びに結果の報告、討論、採決及び追加議案の審議といたします。

○本日の会議に付した事件

一、議案第三号乃至議案第九号
一、予算審査特別委員会の設置・付託・委員の選任
一、請願第一号